

萬葉学会

「日本」をめぐる……… 神野志隆光(一)

卷十三の本伝と異伝……… 垣見修司(三七)

古点本で見た万葉語二つ……… 大坪併治(五)

——「やくやく」と「わわく」——

報告・予告……… (五九)

萬葉

第七十九号

平成十四年二月

第七十八号 目次

一音節語幹の形容詞	蜂 矢 真 郷
「タユラニ・タヨラニ」考	宮 川 久 美
有間皇子自傷歌の表現とその質	大 浦 誠 士
梅花宴大伴百代歌の意匠	石 田 正 博
第五十四回萬葉学会全国大会開催要項	
予 告	
会員名簿補訂	

「日本」をめぐって

神野志隆光

はじめに

「日本」と括弧をつけたのは、いわゆる国号を問うためである。国号「日本」について、近年もいくつかの発言がある。⁽¹⁾それらは、「日本」という称を、わたしたちの歴史の本質にかかわる問題として見ようとする点で共通する。その問題意識を共有しつつ、なお考えたいのである。

「日本」は、いうまでもなく歴史のなかで獲得され、現在にいたるまで生き続けている。問われるのは、自己確認を集約するところともいえるものとして、それがどのような意味をもつてあつたかということであろう。それは不変であつたのではない。意味を更新して生きてきたものであつた——中世においては「大日本国」大日(如来)の本国」という意味づけが広くおこなわれたの⁽²⁾を想起するだけで、そうしたとらえかたが必要だというには十分であろう——ということをおぼえてはなるまい。

「日本」をめぐって

「日本」としていまあることを自明としないで歴史のなかに相対化して見つつ、歴史の全体において「日本」を問いたい。

1 講書のなかから

きっかけを平安時代の『日本書紀』講書のなかの議論にもとめよう。講書においては、書名を取り上げることが出発となるがゆえに、「日本」は不可避の問題であつた。その論議には多くの示唆が含まれているが、従来の論にあつてはかならずしも十分に留意されずにきたように思われる。⁽³⁾

まず、承平度の講書にかかわる「私記」である、『日本書紀私記 丁本』(以下『私記丁本』)とする。新訂増補国史大系本により、「」内にそのページ数を示すと、これを引く——直接には『私記丁本』そのものではなく異なるバージョンのものを引く——『私記丁本』(新訂増補国史大系本により、「」内にそのページ数を示す)とを見合わせることによつて浮かび上がる問題に注目しよ

う。

『私記丁本』は首部を欠く。残る部分のはじめが、「日本書紀巻第一」という題をめぐって問答がすすむなかにあることは、「書紀」に関する問答「一八六〜一八七」、「巻第一」についての問答「二八七〜一八八」から、撰者の名を記さないこととかかわって成立の論議「二八八〜一九二」へと展開するところに見る通りである。それに先立って、「日本」をめぐる問答が、失われた首部にあつたはずなのである。

一方、『釈日本紀』巻一開題は、後半「一二〜一九」に『先代旧事本紀』、『古事記』・六国史の概略と、講例・竟宴についての記事を抄出し、前半「三〜一一」は『日本書紀』の成立・書名・国名をめぐる問答で構成する。その前半の土台となるのは、『異本・丁本』——伝来を経て変換されたところをもつ『私記丁本』の異バージョン——であつた。より具体的にいえば、『異本・丁本』に、『延喜開題記(講記)』などを切り入れたかたちで構成されるものである。引用であることを明示しない部分が前半の約六割を占めるが、それはほとんど『私記丁本』と対応し、『異本・丁本』をまるごと土台としたと認められるのである。そこに切り入れられた部分については引用を明示したのであつた。⁽⁵⁾逆に、『私記丁本』との対応を確認できないものについても、引用を明

示しないものは『異本・丁本』だ——『私記丁本』の失われた首部に対応するもの——と認定(状況判断)してよいと考えられる。引用を明示しないもので、『私記丁本』との対応を確認できないのは、次の三箇所である(いま便宜的に、問いのみ掲げ、答えは省略した)。

A問。此書名日本書紀。其意如何。答。師説……

又問。不謂日本書。又不謂日本紀。只謂日本書紀。如何。

答。師説……

又問。後漢書者。帝紀列伝有異。仍叙帝王事。謂之書紀。叙臣下事。謂之書列伝。而此書者。不別帝紀列伝。只稱書紀。

如何。答。師説……「五〇六」

B問。虚盈倭。虚見倭。秋津嶋倭。惣是称此国為倭之義也云々。

如此称号。濫觴如何。答……「八〇九」

C問。唐国謂我国為倭奴国。其義如何。答。師説……

又問。若然者。和奴之号起自隋代賦。答。師説……

問。大倭。倭奴。日本。三名之外。大唐別有称此国之号哉。

答。師説……「一〇」

Cは文脈からも以下に続く問答と切り離せない。すなわち、Cの第三項、「大倭。倭奴。日本」以外に唐側の呼び名があるかという問いに対して、答えは「答。師説。史書中耶馬臺。耶摩堆。

耶摩堆。倭人。倭国。倭面等之号甚多。但史官所記。只通音而由。更無他義」という。これを受けて、つぎに「倭面」「耶馬臺。耶摩堆。耶摩堆」の問答「一〇」へと続くのだが、「倭面」「耶馬臺。耶摩堆。耶摩堆」の問答は『私記丁本』と対応する。「倭奴国」についての問答から切り離せない一連として、『異本・丁本』にあつたと見るべきものである。

承平講書も、書名にかかわって「日本」の号をめぐる論議からはじまつたと見られる。『私記丁本』において、問答が成立にすすんだところで「仮名日本紀」をめぐつて国号問題が蒸し返されたなかで（このことに関してはあらためて後にふれる）、

尚復答云。上代皆称倭国。倭奴国也。至于唐曆。始見日本之号。発題之始。師説如此。「一九〇」

とあることによつて、それは明らかであろう。「日本」についての問答（Aはここにあつた）↓もとは「倭」であつたとして「倭」をめぐる問答（Bはここにあつた）↓「倭奴」「倭面」等「倭国」に関する問答（Cはここにあつた）↓その他中国文献にあらわれる呼び名についての問答、と展開したのである。⁶⁾

こうして『私記丁本』および『異本・丁本』のありえたかたちを想定してゆくと、『私記丁本』とのあいだに問題が明確になる。「日本」の号がどこからきたか、その意はなにか、どの書に

見えるか、ということが『異本・丁本』でも取り上げられたはずなのだが、『私記丁本』ではそれは切り捨てられるのである。そして、「公望私記」を引用してそれにかえる。『私記丁本』はすべてを切貼りによつて構成するものだが、その切貼りに、主体性を受け取り、意図を読み取ることがもとめられよう。問題はそこにある。

2 『私記丁本』と公望私記

『私記丁本』は、「日本」についての核心となるところで、つぎのように「公望私記」を引用する。

a 問。大唐謂此国為倭。而今謂日本者。是唐朝所名歟。将我国自称歟。

答。延喜講記曰。自唐所号也。隋文帝開皇中。入唐使小野妹子。改倭号为日本。然而依隋皇暗物理。遂不許。至唐武德中。初号日本之号。

延喜公望私記曰。案隋書東夷伝。倭国在百济新羅東南水陸三千里。於大海之中。依山島而居。卅余国皆称王。其国境東西五月行。南北三月行。地勢東高西下。都於耶摩堆。則魏志所謂耶馬臺者也。新羅百济皆以倭為大国。多珍物。並敬仰之。恒通使往来。大業三年其王多利思比孤遣使朝貢。

「日本」をめぐって

四

使者曰。聞海西菩薩天子重興佛法。故遣朝拜。兼沙門數十人來學佛法。其國書曰。日出処天子致書日没処天子。無恙云々。帝覽之不悅。謂鴻臚卿曰。蛮夷書有無礼者。勿復以聞。云々。就之案之。既自謂日出処天子。不可言大唐所名歟。云々。

又答。推古天皇十六年九月聘唐帝。其辭曰。東天皇敬白於西皇帝云々。是亦可謂日本之濫觴也。〔九〕

b問。号日本濫觴。見大唐何時書哉。

答。元慶說不詳。公望私記曰。大宝二年壬寅。当唐則天皇
后長安二年。統日本紀云。此歲正四位上民部卿粟田朝臣真人為遣唐持節使。唐曆云。此歲。日本國遣其大臣朝臣真人貢方物。日本國者。倭國之別名也。朝臣真人者。猶中國地官尚書也。頗讀經史。容止溫雅。朝廷異之。拜司膳員外郎。云々。大唐稱日本之濫觴見於此。又応神天皇御時。高麗上表云。日本國。云々。然則稱日本之旨亦此時歟。〔九〕

〔延喜公望私記曰〕はもとの問答に対する注である。もとの答えに対して批判的に、aは『隋書』により、bは『唐曆』によつて、正確を期そうとしたものであることは明らかであろう。

『公望私記』（延喜を冠して呼ばれることもあるが、もつとも一般的にあらわれるこの称をもって呼ぶこととする）はうしなわれたが、『釈

日本紀』の他、『袖中抄』、勝命『古今序注』、乾元本『日本書紀』の書き入れ等を通じてうかがうに、延喜講書の尚復にして承平講書の博士であつた矢田部公望が、元慶講書にかかわる『私記』に注を書き加えたものであつたと見ることができ⁽⁷⁾る。延喜の講書に備えたものだから、延喜を冠して呼ばれることもある。端的にいえば、公望が注を加えた元慶講書の『私記』であり、『元慶私記』の存在態様と見るべきなのである。a、bともに、もとの問答はやはり『元慶私記』であつたと見られる。

しかし、これに対して、aの場合答えのなかに「延喜講記」があり、bの答えに「元慶說不詳」というのは、むしろ延喜講書以後の『私記』をもととしたことが明らかではないかと反問されよう。現に、

証明を要しないのは、釈紀のこの問答が『延喜日本紀講記』と『延喜公望私記』の双方を引用している以上、この問答が成文された時期は延喜講紀以後と認められることである。そこで思い当たるのは、この問答は丁本の一部すなわち『承平六年私記』の一部ではないかということである。

という赤松俊秀の説⁽⁸⁾がある。赤松はbも同じく承平度の『私記』を考えているかのごとくである。

赤松説は、「公望私記」に対する認識において不備というほか

なく、それ自体としてあげつらうまでもないが、「延喜講記」を引く以上延喜講書以後だという、ある意味では当然の受け取り方があったものとして振り返ったまでである。

しかし、aは「延喜講記」を引くのであろうか。また、bの「元慶説」というのは、後(延喜・承平)の講書における発言の証ということになるであろうか。

aの場合、「日本」は自称か他称か、という問いに対してどう答えたことになるのであろうか。「延喜講記曰」は「自唐所名也」にかかっているのは、弘安本書き入れの「延喜日本紀講記」に照らして明白だ。この明らかな他称説に対して、「隋文帝開皇中」以下、小野妹子が「日本」にあらためようとしたというのだから自称説であることははっきりしている。このままでは答えが矛盾して体をなさないのではなからうか。「延喜講記曰自唐所名也」を除くと、元来の問答として矛盾もきたさないのである。「公望私記」は、その「文帝」云々というのに対して批判的に、「隋書」によって正確を期し、煬帝の大業三年の国書の「日出処天子」こそ、「日本」の濫觴、自称の証としたのである。その立場が自称説であることは明確だ。「延喜講記曰自唐所名也」は元来の問答のなかにはなく、参考のために書き込まれたものが本文化したのではないかと考えられる。

「日本」をめぐる

b に関しても「元慶の説は不詳」というので答の文意をなすであろうか。答えとしては単に「不詳」であって、「元慶説」は書き入れではなかったかと考えられる。たとえば、『積日本紀』には左のような例もある。

曾尸茂梨之処

私記曰。問。此処其意如何。答。師説。遠蕃之地。未詳其委曲也。元慶講書之時。宇時勘解由次官惟良宿称高尚惟良大夫横点云。此処者。若今蘇之保留処歟。師説云。此説甚可驚云々。摂政殿下咲之。其後公卿大夫莫不為口実也。〔一〇八〕
一〇九

「宇時勘解由次官惟良宿称高尚」は傍書であり、元来の「私記」になかったことは明白だが、「元慶講書之時」も同様の書き入れではないかと思われる。同じ記事が乾元本、弘安本にも引かれるが、弘安本では「師説」からはじまり、傍線部が「元慶講書之時博士勘解由次官惟良宿称高尚横点云」となる。乾元本の裏書きには、「公望私記云」として、「問」以下全文を引き、傍線部はただ「惟良大夫掩点云」とだけある。三者を見合わせれば、乾元本の裏書きの示す通り、「公望私記」のもととなった「私記」であり、『積日本紀』はそれをたんに「私記」として引いたのだと判断される。その「私記」が元慶度のものだという認識のもとに、弘安

本は「惟良大夫横点云」について「元慶講書之時云々」と書き入れ、『釈日本紀』もその態度を引き継いだのであって、元来は乾元本の如く、たんに「惟良大夫横点云」とあつたと判断するのが妥当であろう。『釈日本紀』の引用態度は、恣意をもつて本文を改変することなく、まさに切貼りによつてみずから作るというものであつた。ただ、そこに、注記的な書き入れがあつたということである。

a、bともに、『元慶私記』に注を加えたものを『公望私記』と想定することの反証とはならないことを検証してきたが、「公望私記」の「日本」説にたちもどろろ。見た通り、「公望私記」は、「日本」は、中国から名づけられたのではなく、自らたてたのだという立場をとるのであつた。

しかし、承平の講書における公望は、中国から名づけられたという他称説を取るのである。『私記丁本』に以下のようにある。

問。考説此書。將以何書備其調度乎。

師説。先代旧事本紀。上宮記。古事記。大倭本紀。仮名日本紀等は也。

此時。參議紀淑光朝臣問曰。号倭国云日本。其意如何。又自何代始有此号乎。

尚復答云。上代皆称倭国。倭奴国也。至于唐曆。始見日本之

号。発題之始。師説如此。

師説。日本之号。雖見晋惠帝之時。義理不明。但。隋書東夷伝云。日出国天皇謹白於日没国皇帝者。然則。在東夷日出之地。故云日本歟。

參議又問云。倭国在大唐東。雖見日出之方。今在此国見之。日不出於城中。而猶云日出国歟。又訓日本二字云倭。其故如何。

博士答云。文武天皇大宝二年者。当大唐則天后久視三年也。彼年遣使粟田真人等入朝大唐。即唐曆云。是年日本国遣使貢獻。日本者。倭国之別名者。然則唐朝以在日出之方。号云日本国。東夷之極。因得此号歟。〔一九〇〜一九一〕

「在東夷日出之地。故云日本歟」といい、「唐朝以在日出之方。号云日本国。東夷之極。因得此号歟」というところに立場は明らかであろう。「発題之始。師説如此」とあるのだから、ここにいたつてまた問題が蒸し返されたわけで、趣旨は、うしなわれた発題部でも同じだったはずなのである。『釈日本紀』開題にあつて出典を明示しない、さきのAとともに『異本・丁本』にもそれはあつたはずだ。

ここまで進めて問題は確かになる。『釈日本紀』は、土台とした『異本・丁本』をとらないで、「公望私記」の引用をもつてか

えた。それはあえてした(切貼りの主体性)というべきなのである。問わねばならぬのは、ひとつには、『日本紀』の側に向けて、なぜ「公望私記」の引用を選択したのか、ということであり、ふたつには、公望の側に向けて、他称説への転換はどのように見るべきか、ということである。

はじめの問いに対しては、他称説を回避して、自称説を取ったという点から考えるべきであろうが(後述)、公望について問うことからまず試みよう。

3 公望の転換

矢田部公望は、自称説(「公望私記」)から他称説(承平講書へと転換したのであった。そこにはたらいたものは何であつたか。さきの『私記丁本』の、紀淑光との問答のなかにたち入つて見てゆこう。

「公望私記」において、自称とすることは、推古天皇の遣使の国書(『隋書』)にささえられていた。「倭」と呼ぶところに対して、「日出処国」とみずから称することから出たというのである。それがなぜ維持されえなかつたかという点から、『私記丁本』の理解をはつきりさせよう。

紀淑光との問答において、ふたつの点が注意される。第一は用

例の問題であり、第二は名義の問題である。

用例の問題というのは、推古天皇代の国書に始発を見ようとしても「日本」の例そのものはそこに見出せないとともに、そのはるか以前に中国側が「日本」と呼ぶ例を見出ししてしまうということである。「師説。日本之号。雖見晋惠帝之時。義理不明」とある。「晋惠帝」といえは、三世紀最末から四世紀初頭にあたる。その例自体はいま追尋できていない。意義不明といわざるをえないような文脈の例であつたのだろうと推測する他ないが、それがあるとすると、推古天皇代の国書の「日出」は、中国から東夷の地を呼んだものとしての「日本」によるという把握にならざるをえないのであつた。

名義の問題というのは、淑光のいう通りである。彼のいうところを敷衍すれば、倭国は、唐からならば東にある国として日の出る国(日出国)と呼ぶことができるかもしれないが、この国にあつていうのならば、日がこの地から出るといふものではないから、みずから日の出る国ということはありません、中国からの称と見るほかないではないか、というのである。⁽¹²⁾要するに、「日本」を「日出」という点で意義づけるとき、自称として解くことはできないというのであつた。

『私記丁本』にそくして、他称説にたつ所以は以上のように理

「日本」をめぐる

解される。

問題は、ここに示された通り、「日本」の用例と、その名義である。その検証がもたらされる。

4 「日本」の用例とその周辺

4・1 「日本」の用例

『私記丁本』に、「日本の号、晋の恵帝の時に見ゆ」とあるのは、どれだけたしかなのか。また、それをふくめて、七世紀以前に中国から「日本」と呼んでいたといえるのであろうか。

①『私記丁本』に「日本の号、晋の恵帝の時に見ゆ」というさきの例のほか、②任昉『述異記』に「日本国」の金の桃のことが見える、③神亀五年の渤海国書に「日本開基」とある、④孫愔『切韻』に「東海中日本国也」とする、のが、そうした可能性について検討すべき例となるものである。以下、それぞれについて見てゆきたい。

①『私記丁本』にいうところの具体的な確認はいまできない。『晋書』には「倭人伝」をふくめて「日本」は見えない。『私記丁本』は何によったのか。これを何かの誤りとか、不明ということですますわけにはゆかないであろう。公望が「見」たと証言することを重視したい。わたしたちとは違う条件のなかに彼らはあつ

た。いまはうしなわれたもの——『修文殿御覽』『秘府略』なども見ることができたのである。決定的な証をあげられず、あくまで可能性にとどまるが、というような記事を見たかもしれないと考えておくべきではないか。

②任昉『述異記』につきのようにある。（『漢魏叢書』による。）

磅礴山、去扶桑五万里、日所不及、其地甚寒、有桃樹千圍、
万年一実、一説、日本国有金桃、其実重一斤。

任昉は、六朝の梁代の人（四六〇〜五〇八）だが、『述異記』は後代唐・宋の偽作といわれ、六朝時代にすでに「日本国」の例が見えるということは、この例からは確言できない。ただ、前半は、『芸文類聚』『桃』の部に「拾遺記曰」として同じ記事が載る。⁽¹³⁾漢魏叢書本『拾遺記』（卷三）にもこれに対応する記事があり、⁽¹⁴⁾『述異記』自体は偽作だとしても、これに関しては六朝時代に溯る謂れがあることになる。だが、肝腎の後半の「一説云々」には、⁽¹⁵⁾そうした記事が得られない。

「一説」ということがどこから来ているのか。何かがあつてこの記事となったわけで、溯りうる可能性というにとどまるが、六朝時代に「日本国」といったということが考えられてよい。それは、東方のかなたの世界の異聞であつて、はるか東をさすものとして「日本国」というのだ——「日本」の意味については後述

——と受け取られる。

③年代的には降るが、注意されてよいのが神亀四年(七二七)の第一回渤海国使がもたらした国書である。『続日本紀』神亀五年正月甲寅条に載せるところである(新日本古典文学大系本による)。

武藝啓、山河異域、国土不同。延聽風猷、但増傾仰。伏惟、大王天朝受命、日本開基、奕葉重光、本枝百世。武藝忝当列國、濫惣諸蕃。復高麗之旧居、有扶餘之遺俗。但以天崖路阻、海漢悠々、音耗未通、吉凶絶問。親仁結授。庶叶前經、通使聘隣、始乎今日。謹遣寧遠將軍郎將高仁義、游將軍果毅都尉德周、別將舍航等廿四人、齎狀、并附貂皮三百張、奉送。土宜雖賤、用表獻序之誠。皮幣非珍。還慚掩口之誚。生理有限、披胆末期。時嗣音徽、永敦隣好。

この国書をめぐる諸問題については石井正敏の詳細な論があるが、いま、高句麗の故地を回復したと称する渤海が、左のよう(16)にみずからと対置するかたちで、

「大王天朝受命、日本開基、奕葉重光、本枝百世」

「武藝忝当列國、濫惣諸蕃、復高麗之旧居、有扶餘之遺俗」

ということに留意したい。「天朝受命」は、中国王朝から命を受けると解される可能性もあるが、六世紀以来中国からの冊封は受けていないのであり——この国際関係は高句麗も承知していた

「日本」をめぐって

ことではなかるうか——、「開基」に続く文脈からは、天命を受けて国を開いたの意ととることが十分可能ではないか。いま、その点は留保するとしても、「日本に基を開き」と、この国の地を「日本」と呼ぶことが当面の問題だが、それは国号としての「日本」によつたといえるのであろうか。

六六八年の高句麗滅亡以来の国使であつた。天武朝まで高句麗遺民と交渉があつたとしても、令制の「天皇」号を承知していなかったから、「大王」と呼びかけたということではないか。第一回の国書以外には「大王」は見られない。ちなみに天平十一年の第二回渤海国使の国書には「伏惟、天皇聖勲、至徳遐暢。奕葉重光、沢流万姓」とあり、「天皇」と呼ぶ。国書は形式性をもつとも重んじられるところであり、「天皇」としないということは、

渤海王は高句麗時代当時の日本の君主を「大王」とする知識に基づいて、「大王」と呼びかけたものとも考えられよう。とする判断(19)に従うべきであらう。

「日本天皇」という令制の号を承知していなかったとすれば、

「日本」は何によつたのか。大宝二年(七〇二年)に唐に至つた遣唐使粟田真人を『唐曆』に「日本国使」とするのが中国側が「日本」を認めたはじめと見られる(前掲『私記丁本』「一九一」、なお後述)。高句麗時代から国号として兩國間に通用していたとは考

えがたい。七一三年に唐の冊封を受けた渤海がそのことを知っていたといえなくもないが、むしろこの地をさす漢語として「日本」があつた可能性を示しているのではないか。

④『釈日本紀』に

倭。問。倭字之訓。其解如何。

答。延喜説。漢書晋灼如淳各有注釈。⁽²⁰⁾然而惣無有訓字。今案。諸字書等中。又指無訓説。

東宮切韻曰。陸法言云。烏和反。東海中女王国。長孫納言云。荒外国名。薩珣云。又於危反。順兒。孫愔云。從兒。東海中日本国也。玉篇曰。於為反。説文云。順兒。詩云。又為禾反。国名。「八」

とある。問答は、ことわりがないが、『私記丁本』「一八五」と対応し、『異本・丁本』に載る承平講書のものであつた。これに対して、「倭」の訓を知るために、『東宮切韻』『玉篇』『説文』の『諸字書』を引用したのは『釈日本紀』自身である。『東宮切韻』は菅原是善(八二二―八八〇)年の撰で現佚、『切韻』諸本を集成したものであつた。同じ「倭」の項は、尊経閣文庫蔵『和漢年号字抄』にも引かれる。

東宮切韻曰。陸法言云。烏和反。東海中女王国。長孫納言云。荒外国名。薩珣云。又於危反。順兒。祝尚丘云。倭人。東夷

国。古有百余国。在大海中。依山島為国。又有女王国亦倭類。此国漢靈帝時。曾以男子為王。国乱不定。乃以女子為王。遂定其策。渡海千里。有倭国。孫愔云。從兒。東海中日本国也。(上田正『切韻逸文の研究』による。)

見合せて、『釈日本紀』は、「祝尚丘云」を省略して引いたものと判断される。

「孫愔」は、『日本国見在書目録』に「切韻五卷孫愔撰」とあり、「新唐志」に「孫愔唐韻五卷」とある。天宝十載(七五一年)の成立という(「広韻」序)。隋の陸法言の時に成されたものが、唐代の長孫納言以下によって増加されたというが、その時代に「倭」がいかに認識されていたかをこれらに見る。「武玄之云東海女国也」(『日本書紀私記 甲本』「弘仁私記序」もこれに加えられる。「切韻」諸本の一で、『日本国見在書目録』に「韻詮十卷武玄之撰 々々十二卷」とあり、「新唐志」に「武元之韻詮十五卷」とあるものの引用と見られる。

これらはそれぞれに拠るところがあつた。陸法言は『魏志』、祝尚丘は『魏志』、『後漢書』、武玄(元)之は『魏略』⁽²¹⁾によると見られる。

「東海中日本国也」は何によつたのか。前代の正史を引くような陸法言らに対して、則天武后時代に新しく認められた国号をも

って、倭とはいまいう日本国のことだ、と当代の認識を示したのだということは十分考えられる。しかし、また同様に何かの先行文献に拠つたということも考えられるのではないか。決定性には欠けるが、唐初までの中国において、東海のかなたの地を呼ぶものとして「日本」があつた可能性を見ることは不当ではあるまい。以上、「日本」の用例を検討してきて、決定的な証はあげられないものの、それが元来中国において生まれたものだ——つまり他称として成り立つ「日本」——とすることが謂れないものではないことを見る。むしろ、その可能性を考えることをも認められるのである。

4・2 「日本」の名義

「日本」の意味について考えるときにも、元来中国において生まれたという可能性を見ることが受けとめられてよいであろう。公望は承平講書において、さきに引いたところに見る通り、日出の方にあることをもつて日本国と名づけたのであり、東夷の極としての名だ、と納得しようとしたのであつた。それは弘仁以来の講書の主流的見解であつたといつてよい。「弘仁私記序」(『日本書紀私記 甲本』『釈日本紀』に、

日本国、自大唐東去万余里、日出東方、昇于扶桑、故云日本。

「日本」をめぐつて

という。延喜の講書に關しては、弘安本書き入れ(『釈日本紀』〔六〕)に「延喜日本紀講記発題曰」として、

問、此書号日本書紀、如何。説云、書本朝事、故云。又問、何不云倭書、云日本書、如何。説云、本朝地在東極(東極)は弘安本欠字)、近日所出。又取嘉名、仍号日本書。又問云、改□□為日本之事、自唐国耶、将自本朝耶。説云、自唐、所号也。唐武徳中初号日本之号。⁽²²⁾

とある。この延喜講書に關するものとして、石清水八幡宮藏『御鏡等事 第三』(『石清水八幡宮史料叢書』第二卷)に引く「延喜四年講日本紀博士春海記」も忘れることはできない。⁽²³⁾

延喜四年講日本紀、博士春海記云、今案、日本国自大唐樂浪郡東十五万二千里⁽²⁴⁾日出東方昇扶桑、此国其地、故云日本国云々、又此国生日也、号日本之由云々。

とする。

東方日出の地だというのが、それは当然中国がそう呼んだ(他称)ということになる。「弘仁私記序」は明言はしないが他称説に立つことは明白であり、流布する間に、

私記云、日本国、自大唐東去万余里、日出東方、昇于扶桑、故云日本、是即唐人所名也、案唐曆云、日本国者和国之别名也、(『御鏡等事 第三』)⁽²⁵⁾

「日本」をめぐって

というような改変を生じてもいった。⁽²⁶⁾

「日は東方より出て扶桑に昇る」というのは、中国の世界像による。それが、講書において機軸をなすものであったといつてよい。⁽²⁷⁾ 承平講書では、いま見られる限りでは「日出之地」「日出の方」というにとどまること、さきに掲げた通りだが、うしなわれた発題部では「扶桑」にかけていうものであったかとも思われる。

「日は東方より出て扶桑に昇る」という文言は、『説文』に、
爰 日初出東方湯谷所登榑桑。爰木也。象形。凡爰之属皆从爰。

とあるのに近い(「榑」は「扶」と通じる)。「説文」にはまた、「榑桑神木也。日所出也。从木専声」ともある(「榑」の項)。

「湯谷湯谷」⁽²⁸⁾、「扶桑」が『淮南子』『山海経』に見えることも知られる通りである。『淮南子』天文訓は、

日出于湯谷、浴于咸池。拂于扶桑、是謂晨朝。登于扶桑、爰始将行、是謂朏明。(以下略)

とあって、その「扶桑」は「東方之野」(『初学記』注)とされる。

『山海経』は、「海外東経」に、

下有湯谷。湯谷上有扶桑、十日所浴、在黑鹵北。居水中、有大木、九日居下枝、一日居上枝。

とあり、それと、「大荒東経」の、

有谷曰温源谷。湯谷上有扶木。一日方至、一日方出、皆載于鳥。

とが重なり、「大荒南経」の、

有女子名曰羲和、方日浴于甘淵。羲和者、帝俊之妻、生十日とも連繫する(『芸文類聚』『初学記』にも引かれる)。「甘淵」は「大荒東経」に見える。

これらを典拠として、「湯谷(湯谷)」「扶桑」は、日出の所として定位される。たとえば、『文選』とその注にも、

日月於是乎出入、象扶桑与濛汜、善曰、言池广大、日月出入其中也。淮南子曰日出湯谷拂于扶桑。楚辞曰出自陽谷入于濛汜音似。(西

京賦)

など、繰り返し見る通りだ。⁽³¹⁾

講書の言はそのなかに置いて見るべきものである。ただ、「日は東方より出て扶桑に昇る」あるいは「扶桑の地に近い」というかぎりでは、日出の地たることをいうことにはなつても、「日本」の謂れとしてはとくに「本」にかんして説明がなく、「故に日本と云ふ」とは隙間があいたままの感のころう。

『日本書紀纂疏』(天理図書館善本叢書複製、清原宣賢筆本による)が、

本字、説文、木下曰本、以木、一在其下。一記其處。与末同義。太陽出於扶桑。則此地自為日下。故名曰日本。

と説き、なお別案として、

一義曰、本猶始也。陰陽二神、始生日神。故以日本為名。又、日以出入、為始終。此日出之國也。(中略)『隋書』大業三年条の引用)故知、日本、則日出之義也。

というのも、そのあいだを埋めようとしたものであつた。「扶桑」にかけて見ることも、また「日出之國」ということにおいて、「日本」の名義をきちんとつめることによつて講書の説は補完されたといえよう。

ただ、『纂疏』が「始生日神。故以日本為名」というのは、延喜講書「博士春海記」の「又此国生日也、号日本之由云々」と似ているようだが、延喜講書の他称の立場とは根本的に異なる。

「日神」をもつて説くのは、平安時代後半以後の方向と見るべきである(後述)。「博士春海記」の「此国生日也」は、やや角度の異なる言説だが、やはり「陽谷」「扶桑」にかかわるところで見べきであろう。「山海經」「大荒南經」に「日を甘淵に浴す」とあつた。それを「陽谷(湯谷)」と絡めて、「甘淵」||「湯谷」という把握が成り立つとすれば、湯谷の地||日を生む地として、やや迂遠ながらその「日を生む」ということが理解できるのではない

「日本」をめぐつて

か。日始めて生んだ地として「日本」を説くものと解しうる。

以上、いささか異なるところはあつたが、講書のなかでは、中國の世界像における「日本」と見るべきだとして納得しようとしてきたのである。中國において生まれた「日本」として、その意義づけをさぐり、東夷日出の地、と集約したのだ。それは納得しうるものであり、十分ありえたといえるのではないか。

4・3 「日域」その他

さらにそれを周辺的狀況的に補強しよう。

「日」のかたちで東極の地をいう語として、「日域」「日下」があるが、それらとならんで「日本」がありえた可能性を認めてよいのではないかということである。

「日域」のはやい例として、漢代の揚雄の「長楊賦」(『漢書』、『文選』)に、帝徳のあまねくおよぶことを、

西厭月窟、東震日域、

という。「月窟」に「月所生也」(服虔)、「日域」に「日初出之処也」(顔師古)・「日出之域也」(李善)・「日出処、在東」(劉良)と注する。文脈的理解だが、東極日出の地として意味的には「日本」と重なりと見られる。

また、六朝宋代の鮑照の「舞鶴賦」(『文選』)は、

「日本」をめぐって

一四

指蓬壺而翻翰、望崑閩而揚音、市日域以迴驚、窮天歩而高尋、
踐神区其遠、積靈祀而方多、

と、鶴の「仙禽」たるを「蓬壺」「崑閩」「日域」「天歩」と飛び
翔る世界の広がりをもつて表現する。そのなかで見るとき「日
域・天歩、言至遠也」と劉良の注するのは文脈的にその通りだと
して、李善の注が示すようにさきの「長楊賦」の「東震日域」を
踏まえると見るべきであろう。世界の極を示すのが「日域」であ
ったといえる。

それが「扶桑」と結びつくの、初唐、盧照鄰の「病梨賦」
(六七三年作)に見る。

天象平運、方祇広植。挺芳桂於月輪、橫扶桑於日域。

とある。「天象」・「芳桂」・「月輪」と「方祇」(地)・「扶桑」・「日
域」とが対をなすところで、「日域」は、扶桑の地として、『淮南
子』『山海經』の世界像と結びついて意味をもつのであった。

いわば世界表現としてありえたものであり、もとより特定固有
の地をさすものではない。それが文脈・場面のなかで具体性をも
つ場合があるのは、たとえば、『晋書』『樂下』の「征遼東」に
「征遼東、敵失據、威靈邁日域、公孫既授首、群逆破膽、威震怖」
とあるのは公孫氏の地を具体的にさし、また、『翰林学士集』の
太宗の「春日望海詩」とそれにかかわる「応詔」詩の一群におけ

る、「扶桑」⁽³³⁾、「日域」⁽³⁴⁾、「青丘」⁽³⁵⁾は、高句麗遠征に関する作だから、
高句麗をさすという具体性をもつてあらわれることに見る通りで
ある。高宗の高句麗平定(六六八年)をいう盧照鄰「歌東軍第三」
に、「風丘拂擗、日域清塵」とあるのも同じである。

「青丘」は、『山海經』「海外東經」「大荒東經」に九尾の狐のい
る所として見えるが、「海外東經」は「湯谷」「扶桑」の記事を載
せることは前に見た通りである。『淮南子』巻五「時則訓」に

東方之極。自碣石山過朝鮮、貫大人之國、東至日出之次、搏
木之地、青土樹木之野、

とある。「搏木」は扶桑のことだが、「青土」は王引之のいう如く
(『淮南鴻烈集解』)、「青邱」とすべきものであつて、世界の東極と
して「扶桑」「青邱」(さらに「日域」は連動していたのである。
それが、前掲「応詔」詩のなかの上官儀の作の冒頭句「青丘橫日
域」となつて具体的には高句麗をさすものともなつた。

こうしたなかに、日の昇る扶桑の木のもとなるところとして、
もともと固有の地をいうのではなく「日本」⁽³⁷⁾もありえたと考える
ことはできないか。

『爾雅』「釈地」の「日下」もここに想起されてよい。

觚竹、北戸、西王母、日下、謂之四荒。觚竹在北。北戸在
南。西王母在西。日下在東。皆四方昏荒之國、次四極者。〵

へは郭璞の注だが、「日下」は東極の次と解される。この訓詁にあう例はいまあげられない。むしろ、よく知られた「日下荀鳴鶴」(『世説新語』排調)のように、天下を意味するほうが一般的と認められる。

しかし、郭注にいうような「日下」がありえたとしたら、「日域」となるものであることは了解される。また、前掲の『纂疏』に「太陽出於扶桑。則此地自為日下。故名曰日本」とあつたことを想起して、「日下」と「日本」との親近を見ることは不当ではあるまい。⁽³⁸⁾

「日域」「日下」を、「日本」が、それらとならんで、「暘(湯)谷」「扶桑」とつながって世界の東極をあらわすことばとしてあつたことを考えるよすがとするのは無稽ではないと思われる。

講書の論議をきっかけとして、「日本」の用例とその名義、さらに周辺におよんで見てきたところをふりかえつていえば、中国の世界像において、東の極——東夷——を、「日」という語を生みつつ呼ぶなかに「日本」があつたことを考えてみることは十分可能だということである。

それはもとより固有の名ではなかつたが、それを引き取り、みづからの称とすることによって、中国王朝の承認を獲得し、「倭」

「日本」をめぐって

からの転換を果たしたと見ることに導かれてきた。

しかし、「東夷」という位置づけをそのまま受け入れて引き取つたというのではありえない。その意味づけ直しにはありえないことを、古代律令国家の「日本」の本質として問わねばなるまい。それについては後に見たいが、いま講書の検証を経て得たところを、出発点として確認したい。この出発点を確保して、歴史の全体において、更新されつつ生きてゆく「日本」を見届けよう。

5 「御宇日本天皇」という制度

「日本」が古代律令国家において制度化されたものとしてあることは、大宝令に確かめられる。そこから問いはじめぬばならぬ『令集解』によって、「公式令」詔書式条の令文(養老令)と、諸注のうち大宝令の注釈と認められる「古記」とだけを書き出せばつぎのようになる(新訂増補国史大系本による)。

明神御宇日本天皇詔旨。へ古記云。御宇日本天皇詔旨。対隣国及蕃国而詔之辞。問。隣国与蕃国何其别。答。隣国者大唐。蕃国者新羅也。云々。咸聞。

明神御宇天皇詔旨。云々。咸聞。

明神御大八洲天皇詔旨。へ古記云。御宇。御大八洲者。並宣

「日本」をめぐって

一六

大事之辭也。於一事者任用耳。問。大八洲。未知若為。答。

日本書紀卷第一云。因問陰神曰。汝身有何成耶。對曰。吾身有一雌元之処。陽神曰。吾身有雄元之処。思欲以吾身元処合汝身之元処。於是陰陽始遵合為夫婦。及至産時。先以淡路洲為胞。意所不快。故名之曰淡路洲。廼生大日本。日本。此云耶麻騰。下皆效此。豊秋津洲。次生伊予二名洲。次生筑紫洲。次双生億岐洲与佐度洲。世人或有双生者象此也。次生越洲。次生大洲。次生吉備子洲。由是始起大八洲国之号焉。即對馬嶋。壹岐嶋。及処々小嶋。皆是潮沫凝而成也。云々。咸聞。天皇詔旨。云々。咸聞。

詔書。へ古記云。天皇詔旨書並同。皆宣小事之辭。云々。咸聞。へ古記云。云々聞宣者。五事惣云々。へ

「古記」の傍線部によって大宝令における詔書式が再建されるが、ここでは、はじめの三条に「明神」を冠するものではなく、結びは「聞宣」となっていたと認められる。⁽³⁹⁾ 大宝令では「御宇日本天皇詔旨」というのが、対外的に大事を詔するときの書き出しと規定されていたのである。「日本天皇」はそこで制度化されていた。⁽⁴⁰⁾

その「日本天皇」が浄御原令にさかのぼってありえたかどうかは、確かめられない。確実なのは大宝令だということからはじめ

るしかない。

そこに「日本」がどのようにあつたか。「日本」は、中国の世界像においてありえたものを引き取つたのではないかと見てきたが、見る通り、「古記」は「日本」を神話的に保障してはいない。神話的に根拠づけられるのは「大八洲」であつて、「日本」ではない。歴史的な成立の時点をもとめることはいま本論のめざすところではない。⁽⁴¹⁾ 問題は、歴史の事実ではなく、大宝令ではたしかに制度化されていたそれが、どのようにして成り立たしめられてあつたかということであり、現実にあつたありようとして見るということである。ひとつには自分たちの内側においてそれをいかにささええたか、ひとつには外に対して意味をもつということがどうありえたか、が問われるが、端的にいえば、自分たちの価値として信じうるものが、外とのかかわりでそこにこめられてあつたということではないか。

「日本」を引き取り、いかにみずから意味づけたかという、それは、「日本書紀」のなかの「日本」を通じて追尋するほかない。「古事記」には「日本」はないのであり、一方『日本書紀』はみずから「日本」で覆うといつてよい。さきの「古記」の引用した大「日本」豊秋津洲からはじまって、神「日本」磐余彦・「日本」武尊のごときまで、本文中にのべ二七例にのぼる「日本」

が『日本書紀』のなかに見える。⁽⁴²⁾「日本天皇」という制度と支えあうものをそこに見るべきであらう。⁽⁴³⁾

「大日本豊秋津洲」の訓注に、「日本」のもとの、元来のことは「やまと」だという。「やまと」を「日本」であらわし、そのなうところを、元来のこととは別に「日本」によっていわば価値化しているのである。「日本」の意義とともに『日本書紀』のなかで、その「やまと」の価値化を解こうとしたとき、伴信友『中外経緯伝』（伴信友全集）三、ペリかん社覆刻版、一九七七年）の言は示唆的だ。信友は、神功即位前紀の新羅国王の言に「吾聞、東有神国。謂日本。亦有聖王。謂天皇」とあり、同四十六年三月条の百済国使のことばとして「百済王、聞東方有日本貴国、而遣臣等、令朝其貴国」とするのことに注目して、こういうのである。

日の出るかたに近き東の国ぞとほこりがに思ひ居りしころならひに、大皇国はその東なる神国なれば、日出方の本国と云ふ意にて、既くより日本と称へ申したりしなり、

また、

かくの如く既くより、然韓人どもの尊称奉れる国号の良しきを受給ひけるにあはせて、すべて、外蕃へは日本と詔ふ例とぞなされたりける、

ともいう。

「日本」をめぐる

信友は成立としていうのであるが、『日本書紀』において、ここではじめて、「日本」＝日出づるかたの地、という位置づけを与えたというのではない。それははじめからそうであった。百済・新羅がその価値を受入れて「東（東方）に有る」ことにおける「貴国」たる「日本」は、ゆるぎなく定立された——そうして制度を歴史化し、中国との関係では、そうあったものを中国もまた認めたということになる。擬制というのがふさわしい——、というのが、『日本書紀』の語るところだと、信友をうけとめなおしたい。

要するに、「日本」を、百済・新羅に対する大国としての歴史的關係においてあったものと装って支えるのである。まさに古代帝国の世界標示としての「日本」だ。それが中国の世界像においてありえたものを「嘉名」——「延喜譜記」のことばを借りよう——として引き取る（獲得する、というのがふさわしいであろう）ことの内実であつたということができよう。⁽⁴⁴⁾

中華的世界標示とは異なるその「日本」を可能にしているものは何であつたか。石上英一が、「六—七世紀の仏教的世界観は中国の天下からの倭国の離脱と自立の理論的根拠となつた」という方向を示唆したことがふりかえられる。⁽⁴⁵⁾石上は、『日本書紀』推古天皇二十年条、齐明天皇三年、五年、六年条に須弥山像を作つ

たと見えること、また、『隋書』倭国伝に伝える大業三年の倭の国使が「海西の菩薩天子」と仏法にかかわるものとしての立場から対等に呼びかけると認めてよいことに注目したのであった。とくに須弥山は仏教的世界像の根幹にかかわる。仏教的普遍世界のなかにみずからの価値づけを与えることが、中華的世界とは別にみずからもまた一つの世界(天下)たりうることをささえるのではなかったかと、この提起をうけとめたい。

東野治之が、大業三年の国書に「日出処天子、致書日没処天子、無恙」という「日出処」「日没処」は、『大智度論』の「日出処是東方、日没処是西方」を踏まえていると指摘したことも、関連して想起されてよいであろう。東野は「単に東、西といつては国書として曲がないので仏典の表現を使って飾ったというのが実情と考えられる」というにとどまるが、石上のいうところにつなぐならば、世界標示の本質にかかわるところがあるといえよう。中華的世界標示とは別な、仏教的世界像によって中国との相対的關係を示すものとしてあるのがこの「日出処」だといえないか。⁴⁷⁾

そうして得られた「日本」は中国の承認をまっぴらに始めて国号たりうる。自分たちが設定すればおわるというものではありえない。

中国の世界像においてあったものをもととするのだから、その

承認は果たされた。『旧唐書』に「以其国在日辺、以日本為名」とあり、『新唐書』に「日本使者自言、国近日出所、以為名」というところに、さきに見た「日本」の意義を想起すれば、ことは、もはや明らかであろう。

承認をもとめたのは「日本」側からであった。その限りでは自称といつてよい。しかし、それを、何をもとに、どのようにして果たしたかということが問題なのだ。どちらから改号をもとめたかということだけでいうのは単純にすぎない。吉田孝『日本の誕生』(岩波新書、一九九七年)が、

「日本」という国号が、倭がみずから称したのか、それとも中国が名づけたのかという、もつとも基礎的な知識すら、平安時代には失われていたのである。

というのは、単純化した上で裁断したもので正当とはいえない。なお、中国側の承認の年代だが、「武徳中」(「元慶私記」)、「咸亨元年」(「新唐書」というのには信じうる徴証がなく、『唐曆』に、大宝二年の遣唐使粟田真人を「日本国使」とするのを(前掲『新日本紀』「公望私記」)、『私記丁本』)、かれが国号変更の役をにない、武則天が承認したと判断するのが妥当であろう。そう見て、『史記』の注「史記正義」(七三六年の成)に、「案、武后、改倭国、為日本国」(「五帝本紀」)、「倭国、武皇后、改曰日本国」(「夏本

紀」とあるのとも適合する。⁽⁴⁸⁾

6 倭語「やまと」による自己確認

「日本天皇」という制度において成り立つ「日本」は、外との関わりにおける価値をになうものであった。それを、「日」のイデオロギーの高揚」において見るのは(吉田前掲書、本質からずれてしまふであらう。内在する思想的・イデオロギーの高揚を「日本」そのものが集約しているとは認めがたい。

内在的イデオロギー基盤をもたないまま朝鮮との関係が空洞化したところで、帝國的理念としての「日本」は意味を失う。講書では、「日本」は自分たちの問題ではないとして、「日本」自体には自己確認をもとめないものであった。みずからに内在する価値による自己確信をもとめようとするれば、「日本」そのものからは離れるしかない。講書の論議はそうした方向を示している。

〈自分たちの国の名はもとより「やまと」であった。いまもそうである。それを中国では「倭」とし、また、一字一音で「耶馬臺」等と書くこともあった。「日本」も同じことだ。〉として、文字の意味するところとは別に、もとよりの「やまと」において自己確認を果たそうとする。それが講書の機軸をなす他称説の示した方向であった。

「日本」をめぐって

講書は『日本書紀』テキスト全体を声に出して読む場であり、すべてを訓読する営みであった。漢文を、自分たちのことばで読むことよって、元来は「倭語」としてあったもの——「倭語」の神話的伝承——だという確信がささえられるのである。漢文テキスト以前にあったはずの「倭語」——だからそれは見出されねばならぬものであった——をもとめて、『古事記』の仮名がき部分に依拠してゆくことが、読みの制度として講書のなかで定立される。⁽⁴⁹⁾

そのなかで、「日本」も、その文字に拘らず、倭語「やまと」こそ本質なのだ論じられるのであった。『釈日本紀』に引く「私記」に、

又曰。問。日本両字於夜未止ト説之。不依音訓。若如字比乃毛止ト令説如何。答。是尤叶其義事也。然而先師之説。以山跡之義説之。不可輒改。又此書中大日本於訓弓謂大夜未止。然則雖為音訓之外。猶存心可説夜未止。〔二二七〕
というのに、それがよくうかがえよう。

「音訓」のそとにあるのだが、「心」つまり意をとるというのであり、「日本」という文字を離れてしまうというディレンマのなかであえて「やまと」と読む立場を保持しようとする。「弘仁私記序」「延喜開題記」の「やまと」語源説は、「大日本豊秋津洲」

(神代上)の「日本」の訓注に「やまと」とあることに依拠して、国名呼称に内在するはずの自己確認をとりとめようとするものであった。

弘仁私記序曰。天地剖判。泥湿未乾。是以栖山往来。因多蹊跡。故曰耶麻止。又古語謂居住為止。住於山也。

延喜開題記曰。師説。大倭国。草昧之始。未有居舍。人民唯據山而居。仍曰山戸。是留於山之意也。又或説云。開闢之始。土湿而未乾。至于登山。人跡著焉。仍曰山跡。(『積日本紀』)

〔一一〕
これが講書においておこなわれていたものであった。「やまと」は「山跡」、つまり山の足跡ということ、天地がひらけたはじめは土が乾いていなかったのて山に住んで往来し、人の足跡が多かったことによる、といい、また、「やまと」は「山止」——その変型としての「山戸」——で、つまり、世界のはじまりのとき山に住んだことによるともいう。いずれも素朴といえる語源説であるが、さきの「私記」の「先師之説」もこのなかにあることは見る通りである。

宣長『国号考』が、「ふるくより山跡と書ならへる文字につきて、おしはかりに設けたる妄説なり、泥湿の乾かざりし事も、山に住し事も、古書に見えたることなし」と一蹴したごとく、その

説自体はとるに足らぬものにすぎない。しかし、大事なのは、それが平安時代の人々にとつてもつた意味である。要は、世界がはじまったときの記憶が「やまと」ということばにとどめられていくということである。いいかえれば、歴史のはじめを喚起することばとして「やまと」が確かめられるということである。世界とともに自分たちはあるということを証すものとしての「やまと」なのである。そこで自己確認をはたしてゆくということではな⁽⁵⁰⁾いか。

本質は、帝國理念としての「日本」が講書のなかではもはや問題とされていないということにある。他称説が東夷という意味づけを受け入れるところではそれはいうまでもないが、自称説であっても中国王朝との関係が問題とされるだけで『日本書紀』の成り立させている「日本」は埒外なのである。平安時代に失われたのは、まさに「日本」の理念的な本質なのであった。

それは、「日本」と「やまと」との分離にほかならない。それゆえ「日本」そのものは投げ出したままの、その不自然さを、内在的に「日本」を根拠づけることによって解消しようとする方向が、講書の全体の流れから必然化してゆく。

全体の流れからというのは、たとえば、「倭」について、その「字の訓」は明らかにできないとしながら、「取我之音、漢人所名

之字也」というのも(弘仁私記序)、「倭奴国」というのは、唐人から国名を問われたとき「わぬくに」といったことから出たのだというのも(『釈日本紀』「一〇」⁽⁵¹⁾)、さらに、「東海女国・東海姫氏国」というのは、天照大神が始祖であり、神功皇后が女主たることに負うているというのも(『私記丁本』「一八六」、『釈日本紀』「二一」⁽⁵²⁾)、漢文の向こうに「倭語」の伝承を見出す(正しくいえば、見出さねばならぬ)のも、同じ方向、端的にいえば、自分たち之内在するものとして、漢字のもとにあるものを確信しようとするところが、大きな、抗いがたい基本潮流だからである。日神の国「日本」という言説がそこに生まれるのであった。

7 日神の国「日本」

ただ、日神の国「日本」として、天照大神において神話的に根拠づけられるというかたちをとるのは、講書の段階には認めがたい。『釈日本紀』が切貼りした「私記」類のなかには出てこないのである。承平の講書(『私記丁本』)で、

問。此国称姫氏国。若有其説乎。

師説。梁時宝志和尚識云。東海姫氏国。又本朝僧善樺推記云。東海姫氏国者。倭国之名也。今案。天照大神者。始祖陰神也。神功皇后者。又女帝也。依此等。称姫氏国。「一八六」⁽⁵³⁾

「日本」をめぐる

というような、国名を天照大神にかかわらせる言説はすでにあるが、「日本」に直接関係づけるものではない。それがはっきりとあらわれるのは、平安時代後期になってからだと認められる。

成尋の『參天台五台山記』(大日本仏教全書による)熙寧五年(一〇七二年)の条に、宋の神宗の問いに答えたなかに、

本国世系神代七代。第一国常立尊。第二伊弉諾尊伊弉册尊。第三大日靈貴亦名天照大神。日天子始生為帝王。後登高天照天下。故名大日本国。第四正勝尊。第五彦尊。治三十一万八千五百四十二年。前王太子也。第六彦火々出見尊。治六十三万七千八百九十二年。前王第二子也。第七彦瀲尊。治八十三万六千四十二年。次人代第一神武天皇。治八十七年。前王第四子也。第七十一代今上国主。皆承神氏。

⁽⁵⁴⁾とある。それが鎌倉時代までに一般化していたことは、十三世紀初頭の『秋篠月清集』の「わがくにはあまてる神のすゑなれば日のもととしもいふにぞありける」という、よく知られた歌などに見る通りである。

こうした状況から見ても、日神の国としての「日本」が元来のものだという説はなりたちがい。⁽⁵⁵⁾宣長『国号考』(筑摩書房版全集による)が、

日本としもつけたまへる号の意は、万国を御照らしまします、

日の大御神の生ませる御国といふ意か、又は西蕃諸国より、日の出る方にあたれる意か、此二つの中に、はじめのは殊にことわりかなへれども、そのかみのすべての趣を思ふに、なほ後の意にてぞ名づけられたりけむ、かの推古天皇の御世に、日出処天子とのたまひつかはししと同じころばへなり、というのが、適切にいひあてているといえる。⁽⁵⁶⁾

自分たちに内在したものとして神話的に根拠づけるという点で、この日神の国「日本」は、ひろく受け入れられることとなった。と同時に、日出の国説をも受けつぐなかにあつたことは見ておくべきであろう。十四世紀にはいつて、『神皇正統記』(日本古典文学大系本による)に、

大日靈ノシロシメス御国ナレバ、其義ヲモトレルカ、ハタ日ノ出ル所^(二)チカケレバシカイヘルカ。

とある通りである。清原宣賢『日本書紀抄』(天理図書館善本叢書による)が、

日本ト号スル事ハ、日神ノ出生シマシマス本国ナレハ、日本ト号ス、外国ヨリ、日本ト号スルハ、其義異ナリ、日ノ出ル処ニ近キ国ナレハ、日本国ト云也、

というのは、そのなかで両説を整合させようという試みであった。国名に自己確証をもとめて内在的に見ることに向かう。それが

基本潮流となるのは、ある意味では当然のことであつた。その全体の方向性において、講書における倭語への志向を含めてとらえねばならぬのだと確かめ直しつつ、『釈日本紀』の切貼りのありようについても、ここでおさえておきたい。

本論の2に述べた、「公望私記」の引用の問題にもどらう。「釈日本紀」はみずからが土台とした「異本・丁本」をとらず、「公望私記」を選択した。「異本・丁本」は他称説であり、「公望私記」は自称説であることから、「公望私記」のほうを取つたのだと考えるべきであろうと述べた。

あわせて見るべきこととして、『釈日本紀』の「延喜講記」の引用のしかたも加えておこう。延喜度の講書において「日本書紀」という書名をめぐるおされた論議が、弘安本『日本書紀』に書き入れられてあることはさきに見た。それは、三組の問答からなる。その第三の問答には、

又問云、改□□為日本之事、自唐国耶、将自本朝耶。説云、自唐、所号也。

とあつた。明確な他称説だが、第一、第二の問答(「日本書」とする所以)を引用しながら、『釈日本紀』はここだけを切り捨てたのであつた。⁽⁵⁹⁾

「日本」は自称でなければならぬという『釈日本紀』の立場

だが、ここまで見てきて、それがたんに『釈日本紀』一個の問題ではないことが納得されよう。

8 中世神話のなかの「日本」

中世において、そうした潮流が、神話的物語の中世的再生産をになつて、国名の神話的言説(神話的根拠づけ)を生成し、肥大させつつ流布していったことは、とりわけ古今集序注の類に見るところである⁶⁰。それは多様に拡散するようにも見えるが、多様さにかかわらず、自分たちに内在する価値において世界を確信したいという点では、平安時代以来一貫していたといえるのである。その多様な言説のなかで注目されるのは、「大日／本国」説であろう。

伊藤聡が示したように⁽⁶¹⁾、大日如来の本国だから「大日本国」というのだとする「大日／本国」説が、この国における密教流布の必然性を説くものとして、密教教団のなかで十一世紀後半にはすでに生まれていた。

それは自分たち自身のなかにある価値を集約した「日本」として確信しようとしたものであった。そして、国名の神話的言説を生成してゆく潮流のなかで、国作りの神話をつくり直すことによつて根拠づけられて「大日／本国」説は広がり、定着する。典型

「日本」をめぐる

的なケースを具体的に示せば、

『沙石集』巻一「太神宮御事」(日本古典文学大系本による。)

去弘長年中、太神宮へ詣テ侍シニ、或社官ノ語シハ、当社ニ
三宝ノ御名ヲ忌、御殿近クハ僧ナドモ詣デヌ事ハ、昔此国未
ダナカリケル時、大海ノ底ニ大日ノ印文アリケルニヨリ、太
神宮御銚指下テサグリ給ケル。其銚ノ滴、露ノ如ク也ケル時、
第六天魔王遙ニ見テ、「此滴国ト成テ、仏法流布シ、人倫生
死ヲ出ベキ相アリ」トテ、失ハン為ニ下ダリケルヲ、太神宮、
魔王ニ会給テ、「ワレ三宝ノ名ヲモイハジ、我身ニモ近ツケ
ジ、トクトク帰リ上リ給ヘ」ト、誘ヘ給ケレバ帰ニケリ。
(以下略)

『古今和歌集准頂口伝』(片桐洋一『中世古今集注釈書解題(五)』

赤尾照文堂、一九八六年による。)

昔伊弉諾・伊弉冉尊の天に住給し時、仏法流布の地を尋給し
に、天竺の東北の角に当て海水瑠璃のごとく光りて見えけれ
ば、二神あやしみて彼所を見給に、大日の印文あり。此を仏
法流布の所なるべしとて、天のうきはしの上にて天の瓊銚を
下してあをうなばらをかき給しに、大海の底にあしの根あり。
依之、豊葦原国と名付け給たり。(略)大日の印文のうへなれ
ば、大日本国と名付。

などに見る通りである。「沙石集」の弘長年中は一二六一〜一二六四年、「古今和歌集准頂口伝」は鎌倉時代末の成立と考えられる。「沙石集」では国名の由来というかたちが顕在せずアマテラスが銚をさしおろすことにもなっていて、諸テキストのあいだである程度異なりがあるが、国のはじまる前に、海底に大日の印文が見え、イザナキ・イザナミがそこに銚をさし下して島を得たというかたちで広く定着していたことを見るのである。それが、国つくり神話の変奏として成り立つことは明らかであろう。⁽⁶²⁾

それは、古代神話の中世的仏教的変奏といえはそうではあるが、要は、世界の根拠をどこに見出すかという問題なのであった。存立意義を失った古代的帝國的な世界像を離れて、同時所成の世界という普遍の世界像に依拠し、天竺・震旦とならぶ自分たちとして根拠づけようとしたのである。⁽⁶³⁾ そのなかで、そもそものはじめから、大日如来の国として約束された地だと、神話的に根拠づける——根拠は自分たちの内側で確信されねばならないのである——ことによつて、自己確証を得るのである。「大日／本国」説の本質はそこにある。

なお、アマテラス＝大日如来とするところで、⁽⁶⁴⁾それが平安時代以来の、日神の国「日本」説と通底していたことも見忘れるべきではあるまい。日神の国「日本」説の中世的発展のひとつのすが

たということができよう。

9 近世・近代における「日本」

近世にあつて、仏教的普遍世界にあるものとしてではなく、外国(中国)とは異なる、固有の価値ある世界、すなわち民族的文化的世界としての自分たちを確証しようとするとき、「大日／本国」説のような中世的神話言説は埒外となる。

固有の世界のよびあらわしとして見ることに向かうが、そこでは、神話的呼称——大八島国、葦原中国、豊葦原瑞穗国——と、狭義・広義の「やまと」——一国としての「やまと」と総称としての「やまと」——とのなかに、「日本」ということをどう関係づけて見るかが、基本的枠組みとなる。

玉木正英『神代卷藻塩草』が、

大日本ハ今ノ大和国ノ本号、大ハ称美ノ辞、日神ノ皇都大和ノ高市ニ在リ、因テ日神ノ本国ト云ヘル義ヲ以テ、文字ヲ填給ヘル也、後世ニ至テ終ニ大八洲ノ総号トナレリ、実ニ八洲ハ日神ノ本国ナレハ也、

と、大和にある「高市」などの地名にかけて、大和＝日神の本国＝日本として、一国の名が総称となる所以まで整合しようとするのは、そのひとつの例である。

しかし、日神の国説は、さきに引いた本居宣長『国号考』も述べるように、ささえるものに欠けるのである。見た通り、日神の国説が明らかに認められるのは平安時代後半以後のことなのである。しかも、日の出る方にあたる意というのは外との関係からいうのであり、「ひとりだち」（『国号考』）のよびあらわしとはいえない。

『国号考』は、元來の古伝承に確認することをもとめて、神話的根柢を負う国号は、「大八嶋国」と「葦原中国」（「葦原之水穗国」とのほかないとしつつ、「やまと」が、元來は一国をさすものであるのに、神武天皇以來代々の都の地であることによつてこの国全体の名となつてしまつたことを見るが、「日本」は最後に取り上げられるにすぎない。そして、

日本とは、もとより比能母登といふ号の有しを書る文字には
あらず、異国へ示さむために、ことさらに建られたる号なり、

と論断する。新しく——『古事記』にはない——、ことさらに作り出したものであり、「やまと」というのに「日本」と書くのも『日本書紀』がはじめたのだ——それ以前には倭語とは対応しない——という。「日本」は古語に根ざすものではなく、自分たちの世界の根源を考へるよすがにはならないというのである。

「日本」をめぐつて

宣長説はきわめて明快である。そして、「大日／本國」としての「日本」が、その説の当否はともあれ、この自分たちの地の価値の確信をよせうるものであつたのに対して、そうした意味をうしなつてしまつた「日本」をあらわにしているといえる。

近代国民国家において、民族の文化的根源を見出し、固有の文化において国民的一体性を確信しようとして、「日本神話」が見出され、あるいは、つくりだされる（参照、神野志隆光『古事記と日本書紀』講談社現代新書、一九九九）が、その「日本神話」をふくめて、「日本」そのものに世界としての意味づけをもとめることがなかつた（あるいは、できなかった）所以だといわねばならぬ。「日本」の国号言説が、近代国家の問題として構築されることはなかつたのである。

それを端的に示すもののひとつは、『帝國憲法皇室典範義解』（國家学会、一八八九年）であろう。周知のごとく、大日本帝國憲法の第一条は「大日本帝國ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」という國体の規定である。これについて、公的注釈たる『義解』の述べるところの中心は「万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」ということにある。「日本」という呼称には何らふれることがないのである。この条の後半は、

我カ帝國ノ版圖、古ニ大八島ト謂ヘルハ、淡路島即今ノ淡路

秋津島即本島、伊豫ノ二名島即四国、筑紫島即九州、壹岐島津島津島即對馬、隱岐島佐渡島ヲ謂ヘルコト古典ニ載セタリ、景行天皇東蝦夷ヲ征シ西熊襲ヲ平ケ、疆土大ニ定マル、推古天皇ノ時、百八十余ノ国造アリ、延喜式ニ至リ六十六国ノ区画ヲ載セタリ、明治元年陸奥出羽ノ二国ヲ分テ七国トス、二年北海道二十一国ヲ置ク、是ニ於テ全国合セテ八十四国トス、現在ノ疆土ハ、実ニ古ノ所謂大八島延喜式六十六国及各島并ニ北海道沖繩諸島及小笠原諸島トス、蓋土地ト人民トハ国ノ以テ成立スル所ノ元質ニシテ、一定ノ疆土ハ以テ一定ノ邦国ヲ為シ、而シテ一定ノ憲章其ノ間ニ行ハル、故ニ一国ハ一個人ノ如ク、一国ノ疆土ハ一個人ノ体軀ノ如ク、以テ統一完全ノ版図ヲ成ス

と、もっぱら「版図」(国土)について神話的歴史的に確認するのみである。

また、近代天皇制国家の「国体」論のひとつの到達というべき、『国体の本義』(文部省、一九三七年)は、「第一大日本国体」「第二国史に於ける国体の顕現」の二部から成り、第一部は「国体」の原理的根拠を明確にすべく、「肇国」から説き起す。「肇国」の章は、万世一系の天皇が統治する、「永遠不変の大本」たる「国体」を、神話的根拠に根拠づけられるものとして確信しようとする

るのであるが、そこに、「日本」が「日本」とよばれるゆえんについてふれることはない。

両者を通じて、近代天皇制国家における、国民的一体性——アイデンティティーといつてもよい——「国体」の正統性の構築のなかに、国号は参与していない状況を見ることができ(65)。

それと相応じるが、教育において、天皇のもとの国民的一体性をつくりあげようとしたなかでも、「日本」という国号そのものは明確な位置を与えられていないと認められる。国民教育の中核となる、明治三十七年(一九〇四)以来の国定教科書の教材を、歴史・国語読本を通じて見渡してみても、⁽⁶⁶⁾「万世一系の天皇」のもとなる「他に例を見ざる」「よき国、よき国柄」をいい(第一期国定教科書・尋常小学読本八へ一九〇四年)、⁽⁶⁷⁾「わが帝国」、⁽⁶⁸⁾「神のみすゑの天皇陛下」が国民を「わが子のやうに」思い、国民は「天皇陛下を神ともあふぎ、おやともしたひてお仕へ申す」ところの「大日本」をたたえるなど(第三期国定教科書・尋常小学国語読本五へ一九一九年)、「大日本」、⁽⁶⁹⁾「国体」の比類なさは繰り返し強調されるが、それを「日本」という国号の意味づけとともに果たそうとはしていないのである。

わずかに、第五期国定教科書・初等科国語五(一九四二年)のなかに、「大八洲」と題して、

この国を 神生みたまひ、
この国を 神しろしめし、
この国を 神まもりませす。

島々 かず多ければ、
大いなる 島八つあれば、
国の名は、大八洲国。

巖として 東海にあり。
日の出づる 国にしあれば、
日の本と ほめたたへたり。

島なれば 山うるはしく、
島なれば 海めぐらせり。
山の幸 海幸多く。

海原に 敷島の国、
青山に こもる大和、
春秋の ながめつきせず。

大神 授けたまひし、
稲の穂の そよぐかぎりは、
あし原の 中つ国なり。

黒潮の たぎるただなか、
大船の 通ひもしげく、
浦安の 国ぞこの国。

浦安の 安らかにして、
天地と きはみはあらず、
細矛 千足の国は。

という、いわば神話的国名づくしの詩が載せられるのが注意を引く程度である。この期の国定教科書は国家主義的色彩を濃くしている。このなかでも、「日本」は、神の国にして「日の出づる国」という意味を負わされるが、特権化してそこに集約するといふものではない。

近代国家は、「日本」——正式名称は「大日本帝国」——と国号を設定したが、国名に関する国民国家の言説を形成し、積極的に意味づけ、浸透させようとしたのではなかったといえよう。そこに、わたしたちは、いるということではないか。

おわりに

多くの紙数を費やしてしまったが、述べきったところを要約してまとめたい。

矢田部公望は、「公望私記」と承平の講書との間で、「日本」は、みづから名づけたのだという自称説から、唐から名づけられたのだという他称説へと転換した。その公望のあとを追尋するとき、中国の世界像において生まれた「日本」がありえたのであり、それを引き取って、別な意味づけを与えてみずからの称とし、「倭」から転換したと見るべきではないかということに導かれる。

古代律令国家において「日本天皇」（公式令）として制度化された「日本」は、中華的世界像において生まれた「日本」を意味づけ直して成り立つのであり、それは、『日本書紀』が、百済・新羅に対する大國としての歴史的関係においてあつたものだと「日本」を装うところでささえられていた。古代帝国の世界標示というべき「日本」である。しかし、帝国理念としては意味を失うところで、講書では「日本」は自分たちの問題ではないとして、「日本」そのものから離れて、倭語「やまと」に向かい、そこに世界のはじまりの記憶を確かめ、自己確信をもとめようとした。

その、「日本」と「やまと」との分離を、内在的に「日本」を

根拠つけて解消しようとして、平安時代後半には日神の国「日本」という説が生まれる。天照大神において神話的に根拠づけようとするものであつた。さらに、仏教的世界観のもとに「大日／本国」説が生まれ、大日如来＝天照大神とするところで日神の国説と結合して、中世には広くおこなわれることとなつた。

近世国学は、そうした中世的理解を払拭しようとして、もっぱら神話的な称に目を向け、「日本」は民族的文化的な根をもつものではないと位置づけられた。それゆえ、近代において、「日本」は国民的アイデンティティを担うものとはならなかつたのであつた。

意味を更新しつつ生きる「日本」として、右のように見渡すべきこと——中世以後についてはまったくの概略にすぎないが——をたしかめてまとめとする。

注

(1) 一九九〇年代以後のものを列挙すれば次の通りである。

網野善彦『日本論の視座』「序章」「日本」という国号」（小学館、一九九〇年）

東野治之『日出処・日本・ワークワーク』（『遣唐使と正倉院』

岩波書店、一九九二年。初出一九九一年）

高森明勅「天皇号と日本国号の成立年代」(『神道宗教』一四七、

一九九二年)

石崎高臣「国号「日本」の成立と意義」(『国学院大学大学院紀

要——文学研究科——』二六、一九九五年)

吉田 孝『日本の誕生』「六」「日本」の国号の成立(岩波新書、

一九九七年)

網野善彦『日本の歴史00「日本」とは何か』(講談社、二〇〇

〇年)

網野善彦『歴史を考えるヒント』「日本」という国名(新潮

選書、二〇〇一年)

なお、一九七〇年代後半〜一九八〇年代の文献については、参

照、東野論文の注(2)。

(2) 「大日/本国」言説は、平安時代後期以後、密教の神道説のな

かで生成・発展したものと認められる。参照、伊藤聡「大日本国

説について」(『日本文学』五〇巻七号、二〇〇一年七月)。

(3) 注(1)前掲の諸論にも言及がなかったわけではないが、断片的

に取り上げるだけで、講書において何を問題にしたかということ

に正面からアプローチしようとしたものではかならずしもなかつ

た。なお、参照、注(12)。

(4) 『私記丁本』のテキスト批判に関しては、参照、神野志隆光

『日本書紀私記(丁本)』論のために(『万葉集研究』二五、塙書

房、二〇〇一年)。

(5) 参照、注(4)前掲神野志論文。

(6) この「承平私記」の国名論議については、参照、神野志隆光

『平安時代における「日本」——「承平私記」の国名論議——』

『比較文学研究』七九、二〇〇二年)。

(7) この「公望私記」の基本性格については、はやく太田晶二郎

「上代に於ける日本書紀講究」(『太田晶二郎著作集』三、吉川弘

文館、一九九二年。初出一九三九年が明解に提起した通りであ

る。神野志隆光「公望私記」をめぐって(『上代文学』八七、

二〇〇一年)が、これを追認、補強した。

(8) 赤松俊秀『国宝卜部兼方自筆日本書紀神代卷 研究篇』(法蔵

館、一九七一年)。なお、岩橋小弥太『日本の国号』(吉川弘文館、

一九七〇年)も「これはあるいは承平私記をでも引用しているの

であろうか」という。

(9) 注(8)前掲赤松論文は、「公望私記」を全体としてとらえる視

点がないままに、個々の事例を見るにとどまり、引用した問答と

それを批判する公望、という、注(7)前掲太田論文が示した構成

把握にも配慮がない。

(10) 『積日本紀』の引用態度については、勝命『古今序注』(陽明文

庫蔵、翻刻||新日本古典文学大系『古今和歌集』付録)・『袖中

抄』(日本歌学大系)・『積日本紀』の三者に重なる「公望私記」

引用の検討を通じて、切貼りによる構成という認識を、より確かにする。参照、注(7)前掲神野志論文。

- (11) そうした書き入れは、他に、「天神」の項「七七」の傍書「延喜私記」、「八咫鏡」「九八」の項における「公望私記云」があげられる。前者の傍書は「延喜公望私記」の謂いで、この部分を公望の注として示すためかと思われる。後者は本文のなかだが、同じ記事が勝命『古今序注』にあり、「序注」には「公望私記云」がないのである。『序注』の引用態度の信頼性にたらずして、『釈日本紀』が公望の注たることを示した注記が本文化したものと見られる。

- (12) この発言の理解はかならずしも正当にはなされていない。たとえば、注(1)前掲網野『歴史を考えるヒント』は「この重要な問いに対して、講師は何も答えていません」というが、この淑光の発言は、「日出国天皇」に関して「日出」で意味づけるのでは自称たりえないのではないかというのであり、したがって、「唐朝以在日出之方。号云日本国」が答えとなると見るべきであろう。また、注(1)前掲吉田「日本の誕生」が、やはりこの問いを取り上げて「(前略)いまこの国にありてこれを見れば、日は、国内からは出ない。それなのになぜ「日出づる国」というのか」と解説するのは、「而猶云日出国歟」に関して適切とはいいがたい。日は国内から出ない、それでもみずから日出国というのか、という

のが淑光の問いの趣旨であり、答えは唐から名づけたのだというのである。参照、注(6)前掲神野志論文。

- (13) 『芸文類聚』には「拾遺記曰、螭蟠山去扶桑五万里、日所不及地寒則桃樹千围、其花青黑色、万歳一実」とあり、『述異記』とは小異がある。

- (14) 「扶桑東五万里、有磅礴山上有桃樹百围、其花青黑、万歳一実」とある。

- (15) 黄金の国ジパング伝説の先蹤といえるかも知れない。なお、参照、注(1)前掲東野論文。

- (16) 参照、石井正敏「日本渤海関係史の研究」『第一部 第二章 神亀四年、渤海の日本通交開始とその事情』「補論 第一回渤海国書の解釈をめぐる」(吉川弘文館、二〇〇一年。初出一九九五年、一九九九年)。

- (17) 参照、注(16)前掲石井書、補論。

- (18) 参照、鈴木靖民「百済救援の役後の百済および高句麗の使について」(『日本歴史』二四一、一九六八年)。

- (19) 注(16)石井書、第二章の注(32)。

- (20) 「地理志」燕地の条「楽浪海中有倭人、分爲百余国、以歳時来献見云」の、「倭」の注についていうと考えられるが、現行『漢書』顔師古注本には、如淳、臣瓚、師古の注を載せるが、晋灼の注は見られない。延喜の講書に際して、何か別の注釈によってそ

れを見る事ができたと思われる。このことから、「日本の号、晋の恵帝の時に見ゆ」というのも何かによりえたのではないかといえよう。なお、如淳・臣瓚・顔師古三注の解釈については、西嶋定生『倭国の出現』（東京大学出版会、一九九九年）第四章『漢書』地理志倭人条注の「如墨委面」について（初出一九九八年）に詳しい。

- (21) 「武玄之云東海女国也」の「女国」について、上田正『切韻逸文の研究』（汲古書院、一九八四年）は、「女(王)国」として、「王」の脱字の可能性を見るが、『翰苑』に引く「魏略」にしたがつて(竹内理三校訂『翰苑』吉川弘文館、一九七七年、太宰府天満宮蔵本複製による)、「女国」のままでよいと判断される。『太平御覧』に「魏志」として引くところも「女国」とあるのであり、『翰苑』の「魏略」逸文は「女王国」と訂す(石原道博『新訂魏志倭人伝・後漢書倭伝・宋書倭国伝・隋書倭国伝』岩波文庫、一九八五年など)べきではないと考える。「女国」(魏略)と「女王国」(魏志)と、二通りの本文があったと考えるべきなのである。
- (22) 引用は赤松俊秀『国宝卜部兼方自筆日本書紀神代卷 本文篇』(法蔵館、一九七一年)により、『釈日本紀』「六」を見合わせた。
- 第三の「日本」は自称か他称かという問答は、『釈日本紀』にはとられていない。これも、本論中に述べたように、『釈日本紀』が自称と見るべきだという立場からとらなかつたのであり、切貼

りの主体性というべきである。ただ、第三の問答の最後の一文を赤松が「武徳中」と翻刻するのは、複製にたがって疑問がのこる。その問題性は、田中健夫・石井正敏「古代日中関係編年史料稿」(遣唐使研究と史料)東海大学出版会、一九八七年)の注(120)に指摘する通りである。なお、「武徳中云々」の一文は、本論2にあげた『釈日本紀』に引く「公望私記」aの問答中の答えの末部と合致する。元慶講書の説と見られるが、「武徳中」(六一八〜六二六)とする根拠は確認しえない。

(23) この「博士春海記」のことは、金沢英之「石清水八幡宮『御鏡等事 第三』所引日本紀私記について」(『上代文学』八〇、一九九八年)が指摘したものである。「御鏡等事第三」は十三世紀前半の成立と見られる。

(24) 「十五万二千里」とするのは疑問である。中国の正史のなかでは一貫して一万二千里であり、「弘仁私記序」にも「万余里」とある。「十五万」は誤写と見られる。

(25) 一三二四年成の「聖徳太子平氏伝雜勸文」にも同じ記事を引く(ごく小異がある)。このかたちでの「私記」としての流布が認められる。

(26) 『唐曆』については、参照、太田晶二郎『唐曆』について(『太田晶二郎著作集』一、吉川弘文館、一九九一年。初出一九六二年)。「是即唐人所名也、案唐曆云、日本国者和国之别名也」は、

流布のあいだに「弘仁私記序」に付加されたものと見られる。こ
うした伝来のなかでの『私記』の変換の問題については、参照、
注(4)前掲神野志論文。

(27) 承和度は不明だが、弘仁・延喜・承平度は他称説、自称説は元
慶度のみであった。

(28) 「湯谷」、「湯谷」の本文がならびおこなわれていた。ここでは
それぞれのテキストにしたがって引用した。

(29) 『芸文類聚』天部上・日、『初学記』天部上・日にこれを引くが、
「登扶桑」は、両者ともに「登扶桑之上」とする。

(30) 『芸文類聚』天部上・日、『初学記』天部上・日にもこれを引く
が、首尾に少しく異同がある。両者は「大荒之中湯谷、上有扶桑
(木)、十日所浴、九日居下枝、一日居上枝、皆載鳥(也)」とある
——(一)は『初学記』——。また、『山海経』郭注には「扶桑、
木也」とするが、『文選』「月賦」注に引くところは、『山海経』曰、
湯谷有扶木、九日居下枝、一日居上枝(中略)郭璞曰、扶木、扶桑
也」とあつて、本文上の問題がのこる。

(31) 「東京賦」の「登天光於扶桑」、「左瞰湯谷、右睨玄圃」(李善注
はともに『淮南子』天文訓を引く。以下カッコ内は李善注の引く
ところ)、「西征賦」の「日月麗天、出入乎東西、且似湯谷、夕類
虞淵」(西京賦)、「淮南子」天文訓、「月賦」の「擅扶光於東
沼」(『淮南子』天文訓)、「山海経」(海外東経)、「思玄賦」の

「夕余宿乎扶桑」(『淮南子』天文訓)、『山海経』(海外東経)、『十
洲記』(朝吾行於湯谷兮)、「日出東南隅行」の「扶桑升朝暉」
(『山海経』(海外東経)等々)。

(32) 袁珂校注『山海経校注』(増補修訂版、巴蜀書社、一九九三年)
の袁珂説。

(33) 村田正博・栗城順子編『翰林字士集新撰類林集 本文と索引』
(和泉書院、一九九二年)による。同書の商品番号で示せば、6 b、
e、f、j。

(34) 注(33)前掲書、6 i。

(35) 注(33)前掲書、6 d、f、h、i。

(36) 注(33)前掲書、6 i。

(37) 小川昭一「唐代の日本という称呼について」(『中哲文学会報』
1、一九七四年)は、「唐人は日本、日東、日域などの称呼を、日
本および新羅に共通して用いていた」と見るべきだとする。そう
だとすると、この想定の可能性が補強されよう。ただ、小川のあ
げる用例には、決定的とはいえないものもあり、小川説はただち
には従いがたい。たとえば、『杜陽雜編』の「倭国人」「韓志和」
が新羅人と見られるというのには名だけでは決めがたく、銭起の
「重送陸侍御使日本」と題する詩(『文苑英華』)、『全唐詩』が内容的
には新羅に使用するものだというのにしても、『錢起集』には新
羅への使いを送るという題のもとにおさめることからすると、決

定的とはいえない。

- (38) 「日本」と「日下」とのつながりに関しては、村瀬栲亭『芸苑日涉』(一六四七年。渡辺書店複製、一九六九年)、飯島忠夫『日本上古史論』(中文館書店、一九四七年)、増村宏「日出処天子と日没処天子」(『史林』五一卷三号、一九六八年)にも言及がある。
- (39) 大宝令には「明神」がないと見るべきだということは、山尾幸久『日本国家の形成』(岩波新書、一九七七年)、神野志隆光「神と人」(『柿本人麻呂研究』塙書房、一九九二年。初出一九九〇年)が提起したところである。

- (40) 令文自体の理解として、「御宇日本」「御宇」「御大八洲」とならべて見て、「日本」が、「大八洲」が国土を意味するのとは異なることは明らかだろう。「御宇」で意味的には完結するが、世界の東にある日出の地という、世界標示としてさらに加えられたことばといえよう。本位田菊士「隋唐交渉と日本国号の成立」(『史観』一一〇、一九八九年)が、

日本号は元来独立した国号としてその位置を占めたのではなく、「隋書」の倭王の称号オホキミの修飾形である「アメタラシヒコ」と同じく君主号の一環として成立するのではなからうか。

というのは、この点にふれるものとも受けとられる。ただ、本位田が、「御宇日本」が「治天下」の代用であり同義だというのは

「日本」をめぐる

正しくない。「御宇」は「治天下」なのであり、そうだからこそ「日本」を、元来独立した国号としてではなく見ることがもめられるのである。

- (41) 成立に関して、注(一)前掲東野論文が、「日本書紀」天武天皇三年(六七四年)三月丙辰条に日本全国をさす「倭」が見えることから、この段階では「日本」が用いられていなかったことの証しとして、この年以後にしぼったのが説得的で肯われる。

- (42) はじめから「日本」で覆うのは歴史の偽装である。しかし、その「日本」の構築に、どのように「日本」を成り立たせてあるかという問題の本質を見るべきである。

- (43) 立場の如何にかかわらず、『日本書紀』が成り立たせている「日本」をぬぎにしては律令国家における「日本」把握はありえないといわねばならぬ。歴史的成立論のなかでそのことがきちんとなされてきただろうかと問いかえされよう。

- (44) 『日本書紀』に見るものは、大宝令と支え合うというより、直接には養老令(七一八年)と支え合うべきであろう。大化元年七月条の「明神御宇日本天皇詔旨」など、養老令と対応する表現なのである(参照、注(39))。重要なのは、『日本書紀』を、古代帝国の制度としての「日本」という基本点で見渡すことだと考える。

- (45) 参照、石上英一「古代東アジア地域と日本」(『日本の社会史

第一卷 列島内外の交通と国家 岩波書店、一九八七年。

(46) 参照、注(1)前掲東野治之「日出処・日本・ワークワーク」。

(47) ただ、大業の国書における「日出処」は、「日出」―「日没」

という、関係性において呼ぶ以上のものではない。「ひとりたち」

(『国号考』)のものではなく、特別な国家意識のごときは認めがた

い。古代帝國的「日本」がその延長上にありえたと考えがたい。

なお、『日本書紀』推古天皇紀が、この国書について何もふれな

いのは、はじめから「日本」「天皇」であったという建て前のな

かにあることになつて忌避したものと考えられる。

(48) 『史記正義』はともに『活地志』(佚)を引いて述べる。武后が

「倭」を改めて「日本」としたということは、『史記正義』(張守

節)自身の注と見られるが、少なくとも八世紀前半の中国側の認

識であつたことは確かだ。

(49) このことについては、神野志隆光「文字テキストから伝承の世

界へ」(『稲岡耕二編』声と文字 上代文学へのアプローチ) 塙書

房、一九九九年)で論じた。

(50) のちには、「耶麻止者山跡也、於神代、採天香山之金、以作日

矛、日矛者宝鏡也、靈所故、名其地云山跡、于時神慮大倭、以取

義、故云大倭」(『神代卷口訣』)のごとき、新たな神話をみる。

(51) この問答は何によつたか明示されないが、『私記丁本』の異バ

ージョンテキスト(『異本・丁本』)によるものであろう。参照、注

(4)前掲神野志論文。

(52) 両者のあいだには大きな相違がある。『私記丁本』が伝来の間

に変換されたことを考える必要がある。参照、注(4)前掲神野

志論文。なお、参照、注(51)。

(53) 『積日本紀』に引くところでは、

問。此国謂東海女国。又謂東海姬氏国。若有其説哉。

答。師説。梁時。宝志和尚讖云。東海姬氏国者。倭国之名也。

今案。天照大神始祖之陰神也。神功皇后又女主也。就此等義。

或謂女国。或称姬氏国也。謂東海者。日本自大唐当東方之間。

唐朝所名也。〔一一〕

となる。「東海女国」という、もう一つの説を呼び込んで『私記

丁本』が変型されている。参照、注(4)前掲神野志論文。

(54) ここに見る治世年数は皇代記類のなかでの定型である。参照、

平田俊春「神皇正統記の基礎的研究」(雄山閣、一九七九年)。雍

熙元年(九八四年)に入宋した裔然が献上した『王年代記』一卷

(『宋史』日本伝)のごとく、年代記・皇代記の類が生成されてい

た。成尋もそうしたものによつたのであろう。「日天子云々」と

いう国名の由来の言説もそこにあつたものか。

(55) 『古事記』や『日本書紀』の神話と結びつけて、日神の国とし

ての「日本」を考えるということ(たとえば、注(1)前掲石崎論

文)に対しては、『古事記』『日本書紀』ともに大宝令より後のも

のであり、それぞれ独自の世界像の全体をもって成り立つことに
対する配慮が欠けているのではないかといわねばならぬ。吉田孝
が、一九八八年の『大系日本の歴史 3』（小学館）において、

（日本）は七世紀後半から使われ始めた可能性がある。（中略）
略天皇は天照大神の子孫であるという記紀の神話の骨格が
最終的に定められたのも、おそらくこの時期である。（中略）

「日本」という国号が選ばれた背景には、このような神話が
あり、まさに「日の御子」の治らす国として「日本」という
国号が定められた。

と述べたのを、一九九七年の岩波新書『日本の誕生』では、
「日」のイデオロギーの高揚が背景にある」というにとどめ、
「記紀の神話」を前面から下げたのに、この点についての配慮が
あるとすればしかるべきことと考える。わたしは、皇祖神アマテ
ラスといえるようなありようは『古事記』が成り立たせる全体に
おいてはじめてありえたと見るべきだと論じてきた（神野志隆光
『古事記』NHKブックス、一九九五年。『古事記と日本書紀』講
談社現代新書、一九九九年。『古代天皇神話論』若草書房、一九
九九年）。日神の国「日本」としての成立は、神話把握からも成
り立ちがたいと考える。

（56）ただ、宣長は、中国から名づけられたのではなく、「異国へ示
さむために、ことさら」つくり出したものではあるが、みずから

「日本」をめぐる

となえた国号だという立場（自称説）に立つ。また、宣長は、『石
上私淑言』（二七六三年）では、「日本」の名義を、「万国ことごと
く光を仰ぎて。めぐみあまねき大御神の御国なる故に。日の本つ
国といふ意也」と明快に断案していたのであり、『国号考』（二七
八七年刊）では転換したのであった。

（57）「大日本者神国也」という宣言にかかわらず、「日本」について
は両説併記なのである。日出の国説の強固さをうかがうに足る。

（58）宣賢の父吉田兼俱のような、「天照大神ハ、アルシソ。他国ヨ
リモ、日ノ本ト云ソ。日神ノ開ク国ソ。自称ハカリテハナウテ、
他国ヨリ、日本ト云ソ」というが、宣賢のような整合に意をはら
わず、「吾邦ハ日神ノ主テ、アリアルホトニ、日本ト云ソ。太陽
ニスクル物ハ、先ニナイソ。コトニ小国チャカ、始チャイハレソ。
物ハ始ハ小ヨリ大ニ及ソ。コチラ外国ヨリ日本ト云ソ」と（神書
開塵）〈文明十三年の講義聞書、神道大系『日本書紀註釈（下）』
神道大系編纂会、一九八八年による）、あくまでも日神の国とい
う点から強引に説明しようとするものもある。

（59）参照、注（22）。

（60）片桐洋一『中世古今集注釈書解題 一〜五』（赤尾照文堂、一
九七一〜一九八六年）所収の諸テキストに見る通りであるが、古
今序注において国名言説は不可避であった。これら古今序注が、
古代神話の変奏において国名の根拠づけをもとめるなかでも、

『古今序注 曼殊院藏』（京都大学国語国文資料叢書二、臨川書店、一九七七年）は、とりわけ中世の国名神話言説の集積の場として注目される。

(61) 参照、注(2)前掲論文、および、「第六天魔王説の成立——特に『中臣祓訓解』の所説を中心として——」（『日本文学』四四巻七号、一九九五年）。

(62) それがアマテラスを大日如来の本地とするところで成り立つものであることは、金沢英之「中世におけるアマテラス——世界の観の組みかえと神話の変容——」（『国語国文』六七巻五号、一九九八年）が説く通りであろう。

(63) 世界像と自己確信という点をキイとして天皇神話の変奏の歴史を見通すべきだと考える。参照、注(55)前掲神野志『古事記と日本書紀』。

(64) 参照、注(62)前掲金沢論文。

(65) 帝国学士院編『皇室制度史』第一巻「国体総説」、第二巻「国体の精華」（ヘラルド社、一九三七、一九三八年）は、「国体」論の学説的集約というべきものであるが、「国体総説」の「第五款 天皇と国土」において、国号が扱われる。その概括に「我が国土を日本と称することの起源に就きては、諸説一に帰せず。（略）按ふに、我が国号として日本といふ文字を用ひたるは、遙に上古に在りと雖も、其の何れの時期に始まれるかは、今之を詳にするを得ず」とあるように、「日本」にかんしては定説化しえていないのである。国号説が、「国体」論イデオロギーのなかに位置を得ないゆえんである。

(66) 『日本教科書大系近代編6〜9』（国語(三)〜国語(六)、講談社、一九六七〜一九六八年）、『同18〜20』（歴史(二)〜歴史(三)、講談社、一九六七〜一九六八年）による。

(こののし たかみつ・東京大学大学院総合文化研究科教授)

卷十三の本伝と異伝

垣 見 修 司

『萬葉集』の卷十三には、「或本の歌に曰く」や「或本の反歌に曰く」などとして、異伝の歌を併記する歌群がある。この「本伝」の歌群と「異伝」の歌群が相並んで記載される例について、本伝と異伝を比較することで両者の関係を論じることがよく行われているが、本論もまた両者の比較を通して、歌群の実体を明らかにしようとするものである。

卷十三において「右何首」の左注によつて括られる六十四歌群のうち、本伝の歌に対する一首乃至複数の異伝歌を完全な形で掲出する歌群は九つにのぼる。その場合、異伝の歌群は本伝の歌群の次に掲出されるという基本的な方針が認められるが、本論で扱う、三二三六～三二三八、三二八〇～三二八三の歌群は、反歌の所属について、なお本伝と異伝のどちらに属するか曖昧さを残す³⁾。本伝の長歌と反歌の間に、異伝の長歌が割り込む形で載せられたと解する余地があり、事実そのような説もある。そのため本伝と異伝の関係を考える上で、反歌がどちらの所属かを確認し

ておく必要がある。それは本伝の長歌と異伝の長歌の表現上の差異を明らかにすることで解決されよう。さらに、表現上の差異がどのような原因によつて生じるのかということも、本伝と異伝の比較を通して明らかになると思われる。総じて、主題や表現方法を異にするために生じる違いであることが知られるが、とりわけ三三三五～三三四三は、或本歌の題詞とも関わつて、そのような性格が顕著に確認される歌群である。本論ではこれら三歌群を考察することで、卷十三の本伝と異伝について、一つの見通しを立てることをねらいとする。

一

次の歌群は、「反歌」として掲出される歌が本伝と異伝のいずれに属するかが曖昧な例である。

1 さらみつ 大和の国 あをによし 奈良山越えて 山背の
管木の原 ちはやぶる 宇治の渡り 岡屋の 阿後尼の原を

千年に 欠くることなく 万代に あり通はむと 山科の
石田の社の 皇神に 幣取り向けて 我は越え行く 逢坂山
を

〈三二三六〉

或本の歌に曰く

2あをによし 奈良山過ぎて もののふの 宇治川渡り 娘子
らに 逢坂山に 手向くさ 幣取り置きて 我妹子に 近江
の海の 沖つ波 来寄る浜辺を くれくれと ひとりそ我が
来る 妹が目を欲り

〈三二三七〉

反歌

3逢坂をうち出でて見れば近江の海白木綿花に波立ち渡る

〈三二三八〉

右三首

長歌2は「或本の歌に曰く」と記されるように、本伝の長歌1
に対して、或本に載せられる異伝として掲げられている。問題は
その次に載せられる反歌3で、これが本来、どちらの長歌の反歌
であるかを見極めておく必要がある。1と2は、『萬葉考』が夙
に、「今本是を或本哥とて附て擧つれど、大和より淡海へ行は均
しかれど、言いと異にて、且上(1)引用者注以下同なるはよろ
こばしく、これ(2)はうれたくきこゆれば、別哥なるを、⁽⁵⁾と述
べるように、二首はまったく別趣の歌と捉えられている。

たしかに1は大和の国から逢坂山までの道のりを道行き風に歌
う中に、「千年に 欠くることなく 万代に あり通はむと」の
表現を用いる。しかし、それだけでこの歌を「よろこばしく」と
理解することは間違いであろう。題詞左注はもちろん、歌におい
ても行幸従駕という限定は見られない。国讃めや土地讃めの表現
はなく、天皇の姿が描かれることもない。直前の三二三四・三二
三五の歌群と比べても行幸従駕の歌とするには不十分である。か
といつて、配流といった状況を考えるほどの悲壮感もない。むし
ろ「千年に 欠くることなく 万代に あり通はむと」の表現か
らは、この道行きが一回的なものでなく、毎年繰り返すによつ
て恒常的に行われるべき旅であることを示しているよう。つまり官
命を受け、何らかの役目を負った旅であると推測されるのである。⁽⁶⁾
蓋し、1には喜憂いずれにも属さないような中途半端さがある。
これは一首が行幸でも配流でもなく、鄙へ遣わされる旅を歌うこ
とに主眼があるからであろう。逢坂山を越え行くところで歌が閉
じられるのも、そこが畿内の北限だからである。官命を負って、
畿内から他郷へと踏み込んでゆくことが主題なのであり、だから
こそ行く末の無事を皇神に祈願して旅立つのである。表現の上で、
旅の不安をあからさまにすることはない。しかし、大和の国から
離れ、さらに畿内の北限である逢坂山を越えて行くと詠嘆するこ

とは、何時そうなつてもおかしくない立場の人々には大和を離れ鄙にまかることになつた時の不安や寂しさを感じさせたものと思われる。大宮人としての宿命に従う矜持と覚悟を表明し、大和を離れる感慨を詠うのである。卷十三では、三二四〇・三二四一も、奈良から伊香山までの道行きを旅の憂いをもつて歌う。反歌には穂積老が佐渡へと配流された際に詠んだとする伝えもあわせもつが、配流という特殊な状況を考えずとも、鄙への旅というだけで十分に悲哀をもつて共感される背景があつたのであり、1の長歌にも同様のことは考えられてよい。

2の長歌もまた奈良から近江の海までの地名を順に挙げて、旅の憂いを歌う点で1に等しいが、先の長歌よりもはつきりと心情を表出することに特徴がある。2はその憂鬱を表現する一つの手段として、女性への思いを顕わにする。結句において「くれくれ」とひとりそ我が来る「妹が目を欲り」と一人で旅してきたことの暗澹たる気持ちを表して、妹に会いたいと歌つて結ぶのである。1と2が趣を異にする別の歌であることは確かだが、どちらの長歌も鄙への旅の不安や寂しさを訴えていると見るべきであろう。

先の『萬葉考』は、続いてこのように述べる。

かの反うた是(2)にはかなはず、上(1)によるし、仍て上へつけて此反哥は落たりとす、

直前に或本の長歌2があるにもかかわらず、反歌3は本伝の長歌1の反歌であるとする。3が本伝に属すると捉える点では、『私注』も同様の見方を示す。もつとも井上『新考』のように、長歌2の反歌であるとする見解もあるのは、配列からしても当然のことである。3が1の反歌であるとすれば、長反歌の関係は1の「我は越え行く逢坂山を」を、3が「逢坂をうち出でて見れば」と受けて、道行きが展開する形として見ることができ。しかし、先にも述べたとおり、1は畿内の北限の逢坂山を越え、これから他郷に入っていくのだということを歌うことに主眼があると考えられる。もとより近江の地名は詠まれないし、「逢坂山を」と詠嘆をもつて歌いおさめられるのは、むしろそこに未知の土地に踏み込んで行くことの不安が込められているのである。その点で、逢坂山以遠の土地を挙げ、白波の景勝を讚美する反歌はそぐわない。2の反歌ではないとする『萬葉考』などの説がある一つの原因は、3が2に見られるような女性への思いを明らかにしないため、単なる叙景歌として理解されることにある。しかし、反歌3に詠まれる地名がいずれも2に歌われていることは重要である。そもそも2は結句において、妹への思いを表出する前から「娘子らに逢坂山にヲトメラニアフ」「我妹子に近江の海(ワギモコニアフ)」とかさねて枕詞を利用して、逢坂山を

いを歌に織り込む。それがあつて「妹が目を欲り」の結びが活きるのである。3に呼び込んだ地名は、その逢いたい思いが込められた「逢坂」と「近江の海」であることに注意すべきである。一見しただけでは叙景歌としか見えないが、長歌に既出の、地名叙述に含まれた妹に会うことへの願いが3に反映されているのである。長反歌がこのような掛詞的な手法で照応する点において、やはり3は或本の反歌と考えられよう。

反歌が本伝と異伝のどちらに属するかが明らかでない歌群においても、異伝の歌群は本伝の歌群の次に掲出されるといふ基本的な方針が貫かれており、そのことは次の歌群でも同様である。

二

A 我が背子は 待てど来まさず【雖_レ待来不_レ益】 天の原 振り放け見れば ぬばたまの 夜も更けにけり さ夜更けて
あらしの吹けば 立ち待てる 我が衣手に【吾袖尔】 降る
雪は 凍り渡りぬ 今更に 君来まさめや【公来座哉】 さ
な葛 後も逢はむと 慰むる 心を持ちて ま袖もち 床打ち
ち払ひ 現には 君には逢はず 夢にだに 逢ふと見えこそ
【相跡所_レ見社】 天の足る夜を
〈三二八〇〉

或本の歌に曰く

B 我が背子は 待てど来まさず【待跡不_レ来】 雁が音も とも

みて寒し ぬばたまの 夜も更けにけり さ夜更くと あり

しの吹けば 立ち待つに 我が衣手に【吾衣袖尔】 置く霜

も 氷にさえ渡り 降り雪も 凍り渡りぬ 今更に 君来ま

さめや【君来目八】 さな葛 後も逢はむと 大船の 思ひ

頼めど 現には 君には逢はず 夢にだに 逢ふと見えこそ

【相所_レ見欲】 天の足る夜に
〈三二八一〉

反歌

C 衣手に【衣袖丹】 山おろし吹きて寒き夜を君来まさずは【君不_レ来者】 ひとりかも寝む
〈三二八二〉

D 今更に恋ふとも君に逢はめやも【相目八毛】 寝る夜を落ちず

夢に見えこそ【夢所_レ見欲】
〈三二八三〉

右の四首

右の歌群は「天の足る夜」に「我が背子」の訪れを待ちつづける女性の心情を歌う内容を持つ。これも一の歌群同様、反歌が本伝と或本のどちらの歌であるのか、問題をはらむ歌群である。Bの長歌は、或本に載せられた異伝であることが題詞から認められるが、続くCDはどちらの長歌に應ずる反歌か明確でない。配列からすれば、Bと一連のものと思われるが、Bだけが本伝の長反歌の間に挿入されたことも想定できるため、本伝の反歌の可能性

も残る。結論を言えば、反歌は、やはりこれも配列通りに、Bに
対する反歌と見るべきと思われる。

まず反歌CDは、いくつかの表記が長歌Bと共通するが、長歌
Aとは異なる。Cの「ころもで」の表記は、「衣」と「袖」の二
字で構成され、Bの【吾衣袖尔】と等しいが、Aは【衣】の字を
脱する。また「来まさず」の表記も、Aは【(雖)待(来)不(益)】と
「ます」を記すが、BとCはともに【(待)跡(来)不(来)】と
「者」のように「ます」を読み添えとする。尊敬語「ます」の表記
の有無という点では、Aの【公来座哉】とBの【君来目八】も同
様の傾向を示す。さらに助詞に関しても、BとDは【君来目八】
と【相目八毛】の「めや」が共通し(長歌A【公来座哉】、【相所
見欲】、【夢所見欲】の「こそ」もまた同じである(長歌A【相跡所
見社】)。このように、表記においてCDが直前のBとのみ一方的
に共通するのは、「或本」から一緒に転載されたためと考えられ
る。

表記について以上のことを確認した上で、次に二つの長歌の相
違箇所の表現について見ておきたい。

A(我が背子は 待てど来まさず)天の原 振り放け見れば ぬは
たまの 夜も更けにけり

B(我が背子は 待てど来まさず)雁が音も【文】とよみて寒し

ぬばたまの 夜も【文】更けにけり

長歌の三句目から六句目までにおいて、Aでは「振り放け見れ
ば」と接続助詞「ば」によって三四句から五六句へと続くのに対
し、Bでは三四句と五六句とはむしろ並列的關係にある。殊に助
詞「も【文】」の存在はあたかも対句のような対偶構成を見せる。
このようなことは次の相違についても同様である。

A(我が衣手に)降る雪は 凍り渡りぬ

B(我が衣手に)置く霜も 氷にさえ渡り 降る雪も 凍り渡り
ぬ

「我が衣手に」から「凍り渡りぬ」までは、Aに比べると、B
はさらに二句を加える。「降る雪は」が「降る雪も」となってお
り、続く「置く霜も 氷にさえ渡り」と対句に整えられているこ
とは明らかである。⁽¹⁰⁾つまりBには対句的構成においてより整備さ
れた表現を見ることが出来る。A「天の原 振り放け見れば」と
B「雁が音も とよみて寒し」の違いもおそらく、長歌本来の線
条性に基づくものと、それとは対照的に、対句という修辞を導入
したものととの相違と思われる。二首の長歌には、連用形を受けて
継起的に続く「さ夜更けて【左夜深而】」と終止形を受けて「あ
らしの吹けば」の条件的な前提となる「さ夜更くと【左夜深
跡】」、連体形として「我が衣手」にかかる「立ち待てる【立待

「留」と以下の句への前提となる「立ち待つに、【立待尔】」の相違もあり、いずれも意味上、Aは下へ続きやすく、比べてBはより強い切れを持つようなあり方を示すことも、それに類する傾向である。続いて、反歌との照応について考えよう。

A 慰むる 心を持ちて ま袖もち 床打ち払ひ

B 大船の 思ひ頼めど

「現には」に続く箇所、ここに見られる表現の違いが注目される。二首の長歌には前半部分に「今更に 君来まさまめや」という転換的な歌詞が存する。一首の情調は、この反語表現において我が背子を待ちわびる心情から、今宵はもう君が来ることはないだろうという諦めへと転換する。Aはこの転換を受けて、嵐の吹く中で待ち続ける情熱は収束する方向へと向かい、再び会えることもあるうとの慰めの心をもって、せめてもの夢での逢瀬を願うために、両の袖で床を掃い清める。その点で、Aはあくまでも今宵、現実の逢瀬はかなわないとしながらも、落ち着いた心情が歌われているといえる。今宵の訪れをあきらめ、失望してはいるものの、将来にわたって絶望しているわけではないのである。⁽¹⁾ところがBでは、同じく夢での逢瀬を願うものの、「後も逢はむと 大船の思ひ頼めど 現には 君には逢はず」と、今後も現実での逢瀬は望んでも叶えられないと詠んでいる。後の逢瀬までも叶わない。

それだけ、絶望は深い。そこに、「今更に恋ふとも君に逢はめやも」と歌い、「寝る夜を落ちず夢に見えこそ」、つまり「一夜もかかさず」と将来にわたって夢での逢瀬を願うことしかできない反歌Dの存在する余地がある。後の逢瀬を期待する心を描く長歌Aに、夢での逢瀬しか望まない反歌は付かないであろう。

Aは長歌本来の線条性を保持し、一首単独で詠まれており、主題としては、待つ女の一夜の失望を比較のおおらかに歌う。対するBは線条性を排し、対句が意識され、なおかつ反歌CDとの照応を考えて作られた歌群であり、独りになった女の悲しみを歌うのである。

歌詞の大部分は類似するものの、本伝の歌群と異伝の歌群は必ずしも同一の主題を詠んでいるわけではない。歌詞が異なるところにこそ、主題を切り換える意図が込められているのである。また、それに伴って文体とも言うべき表現手段の相違も生じていると見られる。そういった意味で、次の歌群も見過ごせない例である。

三

ア 玉梓の 道行き人は あしひきの 山行き野行き にはたづ

み 川行き渡り いきなり 海道に出でて 恐きや 神の

渡りは 吹く風も 和には吹かず 立つ波も 凡には立たず
とゐ波の ささふる道を 誰が心 いたはしとかも 直渡り
けむ 直渡りけむ

〈三三五〉

イ鳥が音の かしまの海に 高山を 隔てになして 沖つ藻を
枕になし 蛾羽の 衣だに着ずに いさなとり 海の浜辺に
うらもなく 臥したる人は 母父に 愛子にかあらむ 若草
の 妻かありけむ 思ほしき 言伝てむやと 家問へば 家
をも告らず 名を問へど 名だにも告らず 泣く子なす 言
だに問はず 思へども 悲しきものは 世の中にそある 世
の中にそある

〈三三三六〉

反歌

ウ母父も妻も子どもも高々に来むと待ちけむ人の悲しき

〈三三七七〉

エあしひきの山道は行かむ風吹けば波のささふる海道は行かじ

〈三三三八〉

或本の歌

備後国の神島の浜にして、調使首、屍を見て作る歌一首

并せて短歌

カ玉梓の 道に出で立ち あしひきの 野行き山行き にはた
づみ 川行き渡り いさなとり 海道に出でて 吹く風も

おぼには吹かず 立つ波も 和には立たぬ 恐きや 神の渡
りの しき波の 寄する浜辺に 高山を 隔てに置きて 浦
淵を 枕にまきて うらもなく 伏したる君は 母父が 愛
子にもあらむ 若草の 妻もあるらむ 家問へど 家道も言
はず 名を問へど 名だにも告らず 誰が言を いたはしと
かも とゐ波の 恐き海を 直渡りけむ

〈三三三九〉

反歌

キ母父も妻も子どもも高々に来むと待つらむ人の悲しき

〈三三四〇〉

ク家人の待つらむものをつれもなき荒磯をまきて伏せる君かも

〈三三四一〉

ケ浦淵に伏したる君を今日今日と来むと待つらむ妻しかなしも

〈三三四二〉

コ浦波の来寄する浜につれもなく伏したる君が家道知らずも

〈三三四三〉

右の九首

右の歌群も、本伝と異伝に、似たような相違を見ることができ
る例である。アからコまでの歌群は、長歌二首に反歌二首をあわ
せる前半四首アの歌群と、調使首作歌とされる後半の或本歌五
首(カの歌群)に分かれる。二つの歌群は、本伝の長歌二首と異伝

の長歌一首の大部分、および反歌一首が類似する。しかし本伝と異伝は、それぞれ異なる趣旨を持つ。まずは、主に長歌の類似する歌詞について、どのような違いが見られるかを考えたい。カの歌群とアの歌群の相対的な違いを検討することによって、それぞれに相應の性格を見て取ることが可能と思われる。

ア玉梓の 道行き人は、
カ玉梓の 道に出で立ち

(1)

アあしひきの 山行き野行き にはたづみ 川行き渡り
いさなとり 海道に出でて
カあしひきの 野行き山行き にはたづみ 川行き渡り
いさなとり 海道に出でて

(2)

ア吹く風も 和には吹かず 立つ波も 凡には立たず
【吹風母 和者不_レ吹 立浪母 疎不_レ立】
カ吹く風も おぼには吹かず 立つ波も 和には立たぬ
【吹風裳 母穂丹者不_レ吹 立浪裳 篁跡丹者不_レ起】

(3)

ア恐きや 神の渡りは
カ恐きや 神の渡りの
いさなとり 海の浜辺に
かしき波の 寄する浜辺に

イ高山を 隔てになして 沖つ藻を 枕になし
【高山麻 障所_レ為而 奥藻麻 枕所_レ為】
カ高山を 隔てに置きて 浦淵を 枕にまきて
【高山矣 部立丹置而 汭潭矣 枕丹卷而】

(4)

イうらもなく 臥したる人は
カうらもなく 伏したる君は

(5)

イ母父に 愛子にかあらむ 若草の 妻かありけむ
【母父尔 真名子尔可有六 若藪之 妻香有異六】
カ母父が 愛子にもあらむ 若草の 妻もあるらむ
【母父之 愛子丹裳在将 稚草之 妻裳有等将】

(6)

イ家問へば 家をも告らず 名を問へど 名だにも告らず
カ家問へど 家道も言はず 名を問へど 名だにも告らず

(7)

ア誰が心 いたはしとかも
カ誰が言を いたはしとかも

アとみ波の ささふる道を
カとみ波の 恐き海を

ア直渡りけむ 直渡りけむ
カ直渡りけむ

イ鳥が音の かしまの海に
イ蛾羽の 衣だに着ずに

イ思ほしき 言伝てむやと
イ泣く子なす 言だに問はず 思へども 悲しきものは 世の
中にそある 世の中にそある

右には本伝長歌(ア・イ)と異伝長歌(カ)の類似する歌詞を並べた。まず、カ【稚草之 妻裳有等将】の表記について確認して

おく必要がある。

【妻裳将有等】—細 温 無 附 宮

【妻裳有将等】—西 矢 京 神 陽

【妻裳有等将】—元 天 類 広

この句には三通りの異同があり、訓も「妻もあるらむ」と「妻もあらむと」の二通りが生じているが、いわゆる非仙覚系とされる元暦校本、天治本、類聚古集、広瀬本に共通する表記が妥当と思われる。従つて訓も「妻もあるらむ」とするのが良い。その上で、注意されるのが、「らむ」と「けむ」の違いである。アの歌群は、行路死人について「けむ」という過去推量で詠むのに対し、カの歌群は専ら現在推量の「らむ」を用いる。イにおいては、妻の存在が、行路死人の生前についての言及として、「けむ」をもつて表現されるが、カでは、現在のこととして、妻もいることであらうと表現される。「らむ」と「けむ」の相違は、反歌にも共通して見られる。

反歌ウでは「来むと待ちけむ【来跡待異六】」とあるが、反歌キには「来むと待つらむ【来跡待】」とある。キの原文は【待】の一字だけだから、アに倣い「待ちけむ」と訓むことも不可能ではないが、澤瀉『注釈』に、

マチケムとも訓めるが、ここはさうした過去の事でなく、死

體を見ての場合で、妻はまだ知らずに待つてゐるだらう、の意として「高々^{ニイミ}尔妹^{イモ}之^ノ将待^{マツラム}」(十二・二九九七)などと同じくマツラムと訓む方がよい。⁽¹²⁾

とするのに従うべきであろう。それだけに、カ^カの歌群ではカ^カの結句のみが「直渡りけむ」と過去推量になるが、これは生前最期の行動に思いを馳せるものだから、過去であつて当然である。またカ^カの歌群では、「けむ」が仮名書きされてることからも、「らむ」と「けむ」は表記上区別されていたと見るのが妥当であろう。⁽¹³⁾

このようにアの歌群が過去推量で歌い、カ^カの歌群が現在推量を「用いる」という典型的な相違を示す一つの原因は、カ^カには題詞に記される事情があつたということに求められる。つまり調使首は、おそらくは旅の途中で、神島の浜に立ち寄つた時に、行路死人の屍を見たことに創作の契機を得た。その際、既にあつたアの歌群を下敷きして、自らの体験を盛り込み、改変を加えることで、新しい歌群をなしたのである。カ^カの歌群が一貫して「らむ」を用いるのは、今現実^{イマノマコト}に起きていることとして歌うためなのではないか。それは、アの歌群にあつて、カ^カの歌群には見られない表現に照らせば、より明確になる。なかでも、カ^カには、イの結句「思へども悲しきものは世間にそある世間にそある」⁽¹⁴⁾があらわれないことが注意される。イの結句は、一首における主題と考えられる。

すなわち、海浜によこたわる死者を悼み、故郷に残されていたであろう家族を思いやりはするものの、心は結局、「世間」に対する悲しみへと昇華されてしまうのである。死者への同情と言ひ得るような感情はあまり見られず、歌は詠者の情緒へと収斂される。調使首作歌であるカ^カの歌群において、そのような「世間」を悲しむ心が見られない姿勢は、反歌にも共通する。カ^カの歌群に類似する反歌がないエは、行路死人は波の高い海の道を行つたから遭難したのだ、自分ないし我々は山の道を行こうというもので、関心はむしろ自己へと向かい、死者への同情は皆無と言つてよい。アの歌群は、それほどまでに行路死人を一般化してしまつており、自分はそうなるまいとする冷静さをもつて歌いおさめられている。そうであれば、調使首が神島の浜で行路死人という現実に直面した時に詠おうとした心情に、アの歌群に見られるような教訓的な要素は入り込む余地が無かつたことも充分に納得される。調使首が実際に行路死人の屍に接して、強烈な同情をおぼえてしまつては、「世間」の悲しみを歌う余裕も、旅人の失敗を自らの戒めとするような冷静さもあつてはならなかつた。調使首作歌にはそのようなありのままの感情が込められた、あるいは少なくともそれをねらいとして作られたと見るべきである。

(5)の「臥したる人は」と「伏したる君は」の相違も、「人」

とあるのは死者が一般化されているのであり、カ之歌群において、反歌を含めて「君」と表現されることは、死者を目の当たりにしての、情感が込められた呼称であろう。その上で、カ之歌群において反歌キだけが死者である「君」を詠んでいないことが注目される。直前の長歌に「伏したる君は」と提示し、後続する反歌にも「伏せる君かも」「伏したる君を」「伏したる君が」と、あたかも行路死人を眼前にするかのように「君」と表現し、現場に即した形で歌うのに対し、反歌キのみが「君」を詠まないのである。

「人の悲しさ」が「母父も妻も子どもも…待つらむ」に続くだけに、「君が悲しさ」とするような改変は一首の文脈上困難であったと推測されるが、にもかかわらずこの一首がカ之歌群の反歌として存在するのは、それがあらかじめあつたためではなからうか。つまりカ之歌群がアの歌群を下敷きにし、歌詞を改変することで作られたために、「君」を歌わない反歌キも残されたものと思われる。その際、カ之歌群において、下敷きとしたアの歌群の反歌二首のうち、ウが改変されながらも残されたのは、それが同情的であつたためであり、エが削除されたのはそれがすぐれて教訓的であつたためである。

(6)の助詞についても、イが「愛子にか…妻か…」と疑問の助詞「か」を用いて、いささか冷淡に推測するのに対し、カが「愛

子にも…妻も…」と助詞「も」により詠嘆的に歌うのは、両親の愛情や妻の存在を明示して、さらに深い悲しみを表現する意図があらう。

また、アでは「とる浪の塞ふる道を」とあるのに対して、カは「とる浪の恐き海を」となっていることも、題詞に示される作歌事情からの当然の改変であろう。「塞ふる道」の「道」とは「海道に出て」「神の渡り」とあることから明らかに、「海道」である。それが一方のカで「恐き海」とされるのは、調使首が屍を見て作つたという現場性によるものであらう。すなわち、実景を叙する時に、眼前に広がる「海」を「道」と表現するほどには、概念化し得なかつたものと思われる。眼前の海浜に、漂うようにして横たわっている死者が渡つた現場に、作者である調使首が立つての詠であればこそその「恐き海」であつたらう。それだけに「海」を「とる浪の塞ふる道」と概念化したアには現場性や、死者への同情からはかけ離れた性格を見るべきである。

(1)において、アでは歌の素材となる行路死人が、頭句に「玉梓の道行き人は」と提示される。一方、カは主語は提示されず「うらもなく 伏したる君は」にいたつてはじめて死者である主語が提示される。従つて、『総釈』において、

自分は、口譯の中に於て、最初の八句をこの作者の経験とし

て釋して見たが、本歌に於ては前出歌に於る如く、これも水死者の身の上を指して語つたものかとも推される。しかし、この一首の如き体裁のものとなれば、作者がその際、濱邊に出るまでの叙事であると見なすのを、やはり自然に近い解となすべきであらうか。⁽¹⁵⁾

と述べるのは、鋭い理解と言えよう。カにおける冒頭からの表現は、作者自身が直面する現場を叙述する体裁に改変することで、臨場感をより高めていると解すべきであろう。

カ之歌群にかかる題詞があることも、以上の把握にもとづいて納得される。そこには「世間」へのやるせなさや自己への教訓はなく、眼前に横たわる行路死人とその家族への、哀悼の念と同情とが表明されている。その意味で調使首作歌はまさしく一回的な詠出を成しているのである。比較して、アの歌群は、同様に行路死人を詠んでいるながら、関心はむしろ「世間」や教訓へと傾いており、普遍化が著しい。

さらに、アの歌群とカ之歌群の相違はこれまで見てきたような主に歌群の主題に関わる表現だけでなく、長歌の形態的、技巧的な側面においても指摘することが可能である。アイの結句がともに繰り返し返しを持つ点は、カ之歌群との違いを示す典型的な例として指摘されているが、その違いは、長歌の歌詞に見られる助詞の

有無にも顕著である。(3)ではア、カそれぞれの連続する四句を採りあげているが、いずれも「吹く風」と「立つ波」の対句がみとめられ、それらと「のど」「おほ(ほ)」の組み合わせが異なるに過ぎないように見受けられる。訓も諸本⁽¹⁶⁾とも、「吹く風も」のどには吹かず 立つ波も おほには立たず」と「吹く風も おほ(ほ)には吹かず 立つ波も のどには立たぬ」としている。しかしながら、表記に照らして見たときに、カでは、助詞がそれぞれ【裳】と【丹者】が対応しており、詠み添えてはなく、表記されている。このように対応する助詞を表記する姿勢は、アでは貫かれていない。【吹風母】と【立浪母】は対応するが、【和者、不吹】と【疎不立】は対応しない。それを現行の諸本では、アの「和には吹かず」と、カの「おほには吹かず」「和には立たぬ」の訓をもつて「凡には立たず」の訓を採用している。この訓が相応しくないことは、次の例を見れば明らかである。(4)において、カでは【矣】【丹】【而】の助詞が対句の対偶性を高めているにもかかわらず、イでは四句目の【而】が抜けている。二句目と四句目とでは、【所為】までが共通する表記であるのに、【而】だけが対応しない。そのため、諸本ではカは「高山を 隔てに置きて 浦淵を 枕にまきて」とする一方、イでは「高山を 隔てになし て 沖つ藻を 枕になし」と四句目を六音に訓じる。従って、

(3)においても、アを「フクカゼモノドニハフカズ、ツツナミモオホニタズ」と四句目を六音とする、紀州本、西本願寺本、細井本、温故堂本、大矢本、京大本、附訓本、神宮文庫本、寛永版本等の訓に拠るべきと思われ¹⁷。

すなわち、このこともやはり対句という修辭を形式として獲得したものと、そうでないものとの相違であると言えるであらう。カ¹⁷の表現において、対句が志向されていることは、二つの例の、助詞を表記する姿勢から明らかである。「高山」に対するものとして、植物である「沖つ藻」ではなく、地形という点で共通する「浦淵」が選ばれた要因もそこにある。反歌ケへの利用はその上で考えられることである。反対にアの歌群は、対句表現がそれほど意識されず、むしろ音数律が意識されていたと見られる。長歌アイの当該部分には、五七五七で進行する律を破って、五七五六と音数減によって緩急を与える意図があったものと思われる。カ¹⁷の対句意識は、(7)の歌詞にも見られる。カには助詞「ど」が共通し、前二句も後二句も逆接で続く。ただし、イにも対応は見出される。すなわち、カは「家道も言はず」、「名だにも告らず」と繰り返しを避けるが、イは「告らず」を繰り返し用いる。これは、イが巻一卷頭の雄略御製歌に歌われると同様の認識に基づいて、「家」と「名」を対偶せしめたためと思われる。

籠もよ み籠持ち ふくしもよ みぶくし持ち この岡に
菜摘ます兒 家告らせ 名告らさね そらみつ 大和の国は
おしなべて 我こそ居れ しきなべて 我こそいませ 我こ
そば 告らめ 家をも名をも
へ一・一

つまり、「家」には「名」と同じ「告る」が選ばれ、一方の「家道」には「言ふ」の語が適用されたのである。「告る」とは、重大な事がらを口に出して公にすることをいう。(時代別国語大辞典「上代編」)との指摘からしても、行路死人の帰るべき「家道」について「告る」を用いることは大袈裟な印象を与えるであらう¹⁸。なお、カが「家道」の語を選んだのは、反歌コの「家道知らずも」との対応を考えるとともに、より現場に即した表現を指向したためと思われる。

歌詞は微妙に異なるものの、どちらにも対句と認めうるような対応は見出される。しかしながら、イが「家問へば」から「名を問へど」へと続くのに比べて、カが「家問へど」「名を問へど」と逆接を等しく並べる方が対句としては、より整えられている。対偶が「家」「名」という語のレベルに留まるものと、句のレベルまで整備されているものとの相違といっても良い。その点で、アの四句はいまだに自覚的な対句には至らず、長歌の線条性から脱していないのである。先に見た歌群の「天の原 振り放け見れ

ば ぬばたまの 夜も更けにけり」と「雁が音も とよみて寒しぬばたまの 夜も更けにけり」の相違も思いあわされる。対句としては、やはりカが「家問へど」「名を問へど」と、逆接を並べることが徹底している。

ア、イの二首と調使首による長歌カとを比較し、相対的な差異を明らかにしてきた。それらには長歌の線条性を優先する性格と、対偶性をより高めようとする性格の差が顕著に見られる。「あしひきの 山行き野行き」と「あしひきの 野行き山行き」の違いもまた、その差に起因する。アでは枕詞「あしひきの」が、被枕詞「山」に直に続くのに対して、カではその連続が「野行き」によって中断する。つまり、アでは山から野へ、野から川へ、そして川から海へと、高きから低きへ線条的に推移し、対するカは野から山と、川から海という二つの方向性が示される。その際、山川の対ではなく、「山」と「海」の対が優先されたのは、後出の「高山」「浦淵」との照応も考えてのことであろう。カは、それほどまでに徹底した対偶性が意識されたのである。

以上、二つの歌群を相対的に比較することで、それぞれの性格が明らかになった。すなわち調使首は、自らの旅のさなかで遭遇した行路死人の姿に歌作の契機を見出し、既に存在したアからエまでの四首の歌群を下敷きにして、長短五首を詠んだ。その時、

「世間」のやるせなさを思ったり、直面した死者を自らの教訓とするような冷静さを歌う心境にはなかつたため、イの結句やエの反歌は削られたのである。そしてまた、長歌二首を一首に統合し、歌詞を改変するにあたっては調使首なりの対句表現が意識され、反映されたものと思われる。アの歌群とカの歌群とは、そのような関係において理解される。

おわりに

以上の考察をまとめると、次のようなことがいえる。最も重要なことは、本伝と異伝では、主題が異なるということであろう。表現したい内容が異なるからこそ、歌詞もまた異なるのである。とりわけ、歌詞の改変の背景には、歌群の主題を改変しようとする意図があることを銘記すべきである。異伝の存在を安易に伝承のうちに生じた変化のように捉えるべきではない。

それゆえ、一つの反歌が本伝と異伝のどちらの長歌にも付くというような理解は適切でなく、反歌の所属を見極めておくことは重要である。反歌を持たず長歌一首のみで主題を全うするものもあれば、反歌を加え、長歌との照応が強く意識されることで、主題が一層明確になる歌群もある。このような見方は、従来歌詞が入れ替わっただけと見られがちな卷十三の他の異伝関係について

も有効な場合がある。

また表現方法の相違という点で、長歌の線条性に依存する方法と、対偶性を強く意識する方法はいわば対極にあるといつて良く、その間でさまざまな表現が試みられている。句末における助詞や活用の選択には、句の切れ続きに対する注意深い意識が感じられるし、音数律に乱調を持たせる方法も表記の上から明確に認められる。対偶が語において成されるものと対句にまで整えられるものとの違いも、試行錯誤の過程で生じた結果である。

本伝と異伝に見られる相違は、これらの要因が複雑に絡み合つて現れており、歌作における多様な方法を反映し、変容するさまをしるしとどめたものと考えられる。

注

- (1) とくに本論に関わるものとしては、佐竹昭広氏「調使首見屍作歌一首」(『萬葉集抜書』昭和五十五年五月、岩波書店)、神野志隆光氏「卷十三の行路死人歌について」(『柿本人麻呂研究—古代和歌文学の成立—』平成四年四月、塙書房)、村瀬憲夫氏「萬葉集卷十三の編纂資料—「或本」「或書」「古本」について—」(『美夫君志』第五十七号、平成十年十二月、美夫君志會がある)。
- (2) 三二五〇〜三二五四、三二八四〜三二八八、三三〇五〜三三三〇

九、三三三五〜三三四三。他巻においても、二・一三一〜一三九、二〇七〜二一六、三・二五七〜二六〇のように、異伝歌群が本伝歌群中に挿入されることはない。

- (3) 問答の部に配される三三一四〜三三一七の歌群における三三一七反歌も本伝か異伝か説の分かれるところである。卷十三が、本伝の内容によって適当な部立に配列される原則をもつことからすれば、本伝の歌群が問答を成すはずであるが、三三一七を或本反歌と解した場合、異伝の歌群によって問答に配列されたことにならなければならない。ただ、問答の部は構成上二者の立場を必要とする点で特殊であり、かならずしも三二三六〜三二三八、三二八〇〜三二八三と同列には扱えない。

- (4) 以下、テキストは小島憲之氏他校注『新編日本古典文学全集萬葉集三』(平成七年十二月、小学館)に拠る。原文は□で記す。

- (5) 『萬葉考三』(久松潜一氏監修『賀茂真淵全集第一巻』昭和五十二年四月、続群書類従完成会)。

- (6) 伊藤博氏「萬葉集釈注七」(平成九年九月、集英社)は、「千年に欠くることなく 万代にあり通はむと」はいかにも大げさである。しかし、これが、道行き表現や『山科の石田の社の すめ神に幣取り向けて』などと連れ立って、一首が何らかの公用で大路から近江路を辿る人びとの羈旅歌としてもはややされていたことを思わせる。」と述べる。

- (7) 注5に同じ。
- (8) 『萬葉集私注七(新訂版)』(昭和五十二年三月、筑摩書房)の卷十三・三二三八「作意」に「右三首とあるから本文の歌(三二二六)の反歌で、その末段に連続して、逢坂の光景を歌つたものである。或本の歌の場合も、此の反歌のつくことは、本文の歌と同様なのかも知れない。」とする。
- (9) 井上通泰氏『萬葉集新考第五』、二七九五頁(昭和三年八月、国民図書)。
- (10) 神野志隆光氏・大畑幸恵氏「対句事典」(稲岡耕二氏編『萬葉集事典』平成六年七月、學燈社)、村瀬氏注1前掲論文に指摘がある。
- (11) 武田祐吉氏が「みずから思い慰めて、夢にでも見ようという所に、あかるさがあり、失望していないのが特色である。」(『増訂萬葉集全註釋十卷の十三卷の十四』昭和三十二年三月、角川書店)と述べるとおりである。
- (12) 澤瀉久孝氏『萬葉集注釈卷第十三』(昭和三十九年三月、中央公論社)。
- (13) (6)の「母父に 愛子にかあらむ」と「母父が 愛子にもあらむ」に、「けむ」「らむ」の区別がないのは、両親にとつて愛する子であることは時制に関係がないことによる。
- (14) なお、反歌の四首構成については、神野志氏注1前掲論文に指摘がある。
- (15) 齊藤清衛氏・折口信夫氏『萬葉集総釈第七』(昭和十一年七月、樂浪書院)。
- (16) 鶴久氏・森山隆氏『萬葉集(補訂版)』(昭和五十二年五月、桜楓社)、新編日本古典文学全集萬葉集三、伊藤博氏『萬葉集私注七』、佐竹昭広氏他『補訂版萬葉集本文篇』(平成十年二月、塙書房)。
- (17) 佐佐木信綱氏他編『校本萬葉集(新增補版)』七(昭和五十四年十一月、岩波書店)、十五(佐竹昭広氏他編、昭和五十六年九月、岩波書店)によれば、「疎不立」は訓を付す、紀、西、細、温、矢、京、附、宮が、寛永版本同様「フクカセモ ノトニハフカス タツナミモ オホニタ、ス」のようであつて、「オホニタ、ス」の訓が不可能ではないことを示す。但し、同じ古写本も「高山麻障所_レ為而 奥藻麻 枕所_レ為」の訓では、「枕所_レ為」をも「マクラニナシテ」と「テ」を訓み添えており、不統一を示す。
- (18) 履中記の「当岐麻道を告る。(記七七)」の例は、大和入りする天皇に、採るべき安全な道を教える、いわば重大な事を告げる場面に用いられる。
- (かきみ しゅうじ・関西大学大学院博士課程後期課程)

古点本で見た万葉語二つ

——「やくやく」と「わわく」——

大坪 併 治

〔要旨〕

『万葉集』の語彙二つ——「やくやく」と「わわく」について、石山寺本『四分律』古点(コ)に上代特殊仮名遣の名残を留める平安極初期へ弘仁頃かへの資料で見付けた用例を追加したい。

一 やくやく

『万葉集』巻五、山上憶良作「恋_二男子名古日_一歌」の「漸々」を、有坂秀世博士に従つてヤクヤクニと読んでいるが、重種本神楽歌は資料の信憑性に問題があり、「やくやく」の存在を示す確証として弱い。石山寺本『四分律』古点に「徐ク徐ク」の例があり、ヤクヤクと読んだものと推定される。重種本神楽歌の「哉求哉久」と、石山寺本の「徐ク徐ク」とを合わせれば、『万葉集』の「漸々」をヤクヤク(に)に読む根拠がより確実となるであろう。

二 わわく

『万葉集』巻五、山上憶良作「貧窮問答歌」の「和々気佐我礼

古点本で見た万葉語二つ

流」の「わわけ」は、「わわく」という動詞の連用形で、その「わわく」は、古い布が傷んで、ボロボロになった状態を示すものとされているが、用例不足のため、「わわく」の存在とその解釈に、確信が持てないという向きもある。石山寺本『四分律』古点に、「鬚」をワ、カ・ワ、ケと読んだ例がある。

A 「錦をもて衣に作(り)て、鬚へワ、カにせり。」

B 「帯の頭鬚へワ、ケへ壊レば、」

「鬚」は普通ヒゲと読んで、アゴヒゲを指すことが多いが、転じて植物のシベや、幕・旗などに飾るフサ(房)を示すこともある。Aは名詞にしてワ、カと読み、Bは動詞にしてワ、ケと読んでいゝる。Aのワ、カは、衣に付ける房状の飾りを指し、Bのワ、ケは、此れを動詞にして、帯の端が傷んで房状になったことを言う。「わわく」は、布が単にボロボロになっているだけでなく、幾つにも裂けて垂れ下がる状態を指す。『万葉集』の「みるのごとわわけさがれる」は、適切な用法である。

一 やくやく

『万葉集』巻五・九〇四、山上憶良が我が子古日の死を悼んだ長歌

世の人の 貴び願ふ 七種の 宝も我は 何せむに 我が中の
生まれ出でたる 白玉の 我が子古日は……………立ちあざ
り 我乞ひ禱めど しましくも 良けくは なしに やくやく
に(漸々) かたちつくほり 朝な朝な 言ふこと止み たまき
はる 命絶えぬれ……………。(『新日本古典文学大系』本による。)

の「漸々」を読んだ「やくやくに」は、旧訓にヤウヤクニとあつたのを、『万葉考』にヤ、ヤ、ニ、『万葉集古義』にヤウヤウニと改めるなど、いろいろに読まれて来たが、有坂秀世博士がヤクヤクニと読む説をお出しになつてから、みんなそれに従つて、今日では、ヤクヤクニが定訓となつた観がある。有坂説の根拠となつたのは、重種本神楽歌の次の歌である。

見知乃久乃 安左多乃万由美 和可比加皮 哉求哉久與利古
志乃斐志能不爾(みちのくの あさたのまゆみ わがひかば やくやくよりこ) しのびしのぶに(2)

この「やくやく」(哉求哉久)を「やうやう」の原形と見て、これを『万葉集』の「漸々」の訓に当てはめ、音調を考慮してヤクヤク

クニとお読みになつたわけである。

ところが、その重種本神楽歌は、資料の信憑性に問題がある。

重種本の「やくやく」を見ると、先ず「や」の「哉」の字は、石塚竜鷹の『仮名遣奥山路』にも、金田一京助監修・五十嵐仁一編の『上代仮名遣辞典』にも、また、鶴久博士が岩波書店の『日本語講座』に執筆された「推古期遺文」、『古事記』、『日本書紀』、『万葉集』、『続日本紀』宣命、『日本後紀』宣命、『続日本後紀』宣命などの主要仮名表にも、ヤの仮名として表示されていない。正宗敦夫編の『万葉集総索引』で調べると、「哉」をやと読むのは、イサヤ(不知哉)、ハシキヤシ(早敷哉)、ヨシエヤシ(吉恵哉)、吉哉などの他は、間投助詞・終助詞・係助詞に限られ、それも、「哉」が本来持つている、感動や疑問などの意味を活かした用字法であつて、いわゆる仮名とは異なつていようである。つぎに、「く」の「求」の字は、『上代仮名遣辞典』になく、『仮名遣奥山路』にはグの仮名として表示され、鶴博士の主要仮名表にもグの仮名として載っている。ただし、『万葉集総索引』で調べると、「求」をグの仮名として用いるのはコグ(漕)一語である。

しだの浦を 朝こぐ(許求)船は よしなしに こぐ(許求)ら
めかもよ よしこさるらめ(万葉 巻一四・三四三〇、駿河国歌)

即ち、「求」は、仮名としては、「哉」と同様に用いられることの少ない文字で、しかもそれはグの仮名なのである。「やくやく」の表記に、なぜこのように特異な仮名が選ばれたのか、理解に苦しむ。

思うに、「哉・求」のように、仮名として用いられることの稀であつた文字が、平安時代になつて、人目に触れるようになるのは、草仮名(真仮名を草書化して作つた仮名、草化の程度によつて、草と女手に分かれる。)が発達し、仮名が書道の対象となり、字面の変化を求めめるために、殊更に変わった文字を異体仮名として利用するようになった結果で、それも中期から末期に掛けてのことである。例えば、青谿書屋本『土佐日記』(藤原為家が貫之自筆本を忠実に転写したもの)の仮名は、一音平均一・四字であるが、元永本『古今和歌集』(元永三年七月三日の識語あり)の仮名は、一音平均三・六字である。重種本神楽歌は、「わがひかば」の「は」に「皮」をあてているのも変だし、「しのびしのび」が「しのびしのぶに」となつていゝるのもおかしい。重種本神楽歌は本来の歌詞を忠実に伝承したものとは思われない。平安末期のある時期に書き改められた疑いがある。従つて、重種本神楽歌は、『万葉集』の「漸々」の訓を決定する資料としては弱いと言わなければならぬ。中田祝夫博士も、『古点本の国語学的研究 総論篇』

の中で、「ヤクヤクの方は誤字かもしれないから、一応おいて考へるべきか」(七七七頁)と慎重な態度を取つていられる。

ところが、最近になつて、この有坂説を補強できる有力な材料が見つかつた。石山寺本『四分律』古点に見える左記の例がそうである。

若し報言、「我欲入村に、彼当

洗手已、衣枷の上より徐徐取衣。(石山寺本四分律

平安初期点 三三 22-20(21)

こは、師僧に対して、弟子はいかに奉仕すべきか、いわゆる「弟子の法」を説いたところで、「村に入る」とは、村に入つて鉢鉢すること。お師匠さまが村に入つて鉢鉢しようと言つたら、弟子はその準備をするために、衣枷に掛かつたお師匠さまの衣を、しづかに取り外して、お師匠さまに着せて上げなさいといふのである。出典の石山寺本『四分律』古点は、「要旨」に述べておいたように、コに上代特殊仮名遣の名残を留めた平安極初期の点本である。「徐徐」は、今日、われわれは音読してジョジョニと言ひ、オモムロニ・ユツクリト・オイオイなどの意味で使用するが、右の例は、二つの「徐」のそれぞれに、仮名でクを送つてゐる。これまで、平安初期の点本で、「徐・安・微」などの訓として確認されたものは、ヤク・ヤウヤクの二つである。

徐(ハヤ、ク)、微(ハヤ、ク) (石山寺本大方広仏華嚴經平安初期
点 六四 1—24、二一 1—24)

安(徐ハヤ、ク) (石山寺本大智度論天安点 八 13—14)

徐(ハヤ、ク) (石山寺本大智度論第三種点 一一 4—17)

徐(ハヤウヤク) (東大寺本地蔵十輪經元慶点 四 7—13、8—

3)

従つて、その予備知識で読めば、「徐ク徐ク」は、ヤヤクヤヤク、
またはヤウヤクヤウヤクトしか読みようがない、ヤヤク・ヤウ
ヤクそれ自身が反復形と思われるのに、それを更に繰り返すこと
に抵抗があるとすれば、有坂説のヤクヤクに従うしかない。思う
に、語基のヤを繰り返したヤヤに、接尾語のクを添えればヤヤク
となり、語基のヤにクを添えたヤクを繰り返せばヤクヤクとなる。
石山寺本『四分律』古点の場合は、まだウ音便が発達していない
から、ヤクヤクもヤウヤクとならず、原形のままを保っていたと
推定される。重種本神樂歌は、資料の信憑性に問題があつて、そ
れだけではヤクヤクの存在を示す根拠として弱いが、石山寺本
『四分律』古点の例も、接尾語のクが送られているだけで、語基
の示されていないのが弱点である。一つ一つは弱いが、二つを合
わせると、ヤクヤクの存在が認められ、『万葉集』の「漸々」を
ヤクヤクと読む根拠も、より確実になつてくるではないか。柔道

で言えば、一つ一つはワザアリでも、合わせてイツボンというわ
けである。

二 わわく

『万葉集』卷五・八九二、山上憶良が生活に苦しむ貧民の立場
に立つて讀んだ長歌

風交じり 雨降る夜の 雨交じり 雪降る夜は ……綿もな

き 布肩衣の 海松のごと わわく下がれる(和気佐我礼流)

かかふのみ 肩にうち掛け……………。(『新日本古典文学大系』本に
よる。)

の「わわく下がれる」の「わわく」は、「わわく」という動詞の
連用形で、その「わわく」は、古い布が傷んで、ポロポロになつ
た状態を示すものとされているが、用例不足のため、「わわく」
の存在とその解釈とに、「いま一つ確信が持てない」という人も
ある。⁽³⁾

ところが、最近になつて、「やくやく」で紹介したのと同じ点
本に、「鬚」をワ、カ・ワ、ケと讀んだ例があるのを見付けた。

① 有六群比丘錦をもて作て衣に鬚を作り。(石山寺本四分律平安

初期点 四〇 17—6)

② 若し帯の頭鬚を壞し、聽き、更に以て繩を續ぎ、若し縫ひ。

二例共に、比丘・比丘尼の服装について、釈迦が注意を与えたところであるが、古代インドの人々がどんな服装をしていたのか、予備知識を持ち合わせない筆者には、折角見付けた用例も意味がよく分からない。大東出版社の『国訳一切経』を見ると、①は、「錦にて衣鬚を作る。」、②は、「帶頭の鬚壞すれば」と読み、脚注に「不截鬚衣、或は錦衣鬚など、いづれも衣に垂れし裝飾としての鬚であらうが、詳でない。」と言っている。専門家によく分らないものが、素人に分かるはずはないが、文面に記された範囲内で、考えてみよう。まづ、諸橋轍次博士の『大漢和辞典』を引いて、「鬚」の項を見る。

「鬚」○ひげ、○あごひげ、〔説文〕頤下毛也、○動物の口ひげ、○植物の、鬚のやうにたれたもの、○植物のしべ、○植物ののぎ○ふさ、流蘇。

「鬚」は、『説文』に「頤^{おとこひ}下毛也⁽⁴⁾」とあつて、普通ヒゲと読んで、アゴヒゲを指すことが多いが、転じてヒゲのように垂れたもの、例えば、植物のシベや、幕・旗などに飾るフサ(房)を指すこともあるという。さて、①は、『国訳一切経』のように、「錦にて衣鬚を作る。」と読んだ方が分かりやすい。ワワカニセリは、「鬚」を名詞にして、衣に付けるフサ状の飾りにしたということであろう

か。「錦」も、われわれが見慣れた錦と同じものかどうか分からないが、錦を使用するのは贅沢なこととして禁じられていたから後を読んでみると、ここでも、やはり、釈迦は「蓄すべからず」といつて、持つことを禁じている。

②は、「鬚」を動詞にしてワワケと言い、帯の端がそそけて、房状になったことを言っているようである。帯も、実際にどんなものであったか分からないが、前後の文章を読んでみると、軟らかくて、切れやすい布で出来ていたらしく、帯が切れたり、縁がほつれたりして、糸で繕うという話が出て来る。(インド・タイ・カンボジアなどの仏像の写真を見ると、上半身は裸、下半身は布を腰に巻いて、細い帯で留め、前で結んで、端を垂らしているものが多い。)とにかく、石山寺本の場合、「鬚」を読んだワワカ、ワワカは、ひげや房のように、幾つにも裂けて、垂れ下がる状態を指していると思われる。『万葉集』の「みるのごと わわけさがれる」は、よくそれに合った適切な表現ではないか。

注

(1) 有坂秀世 「やうやう」の原形について 昭和三二・一〇刊 『国語音韻史の研究』所収

(2) 重種本神楽歌のそれと同系の歌と思われるものが、他にも見え

る。
陸奥の 梓の真弓 我が引かば やうやう寄り来 忍び忍びに
忍び忍びに

美地乃久乃 安津佐乃万由美 和駕比可波 也字々々与里古
志乃比々々々仁 志乃比々々々仁 神楽歌 弓、日本古典文学大
系本所収「古代歌謡集」による。

みちのくの あだちのまゆみ わがひかば すゑさへよりこ
しのびしのびに

(古今集 卷二〇 神あそびのうた 一〇七八、日本古典文学大
系本による。)

(3) 「わわく」の例は、平安中期の仮名文や、院政期の和漢混淆文

にも見える。

藤英、常は置りて出立つを見れど、思ひもかけぬを、今日(けふ)はえ留
まるまじくおもほゆ。へ表(わ)の衣のわ、け、下襲(した)の半臂(はんび)もなき、
太かたびらのうへニきて、上(うへ)の袴(はかま)下(した)の袴(はかま)もなし。冠(かぶり)の破れ(や)ひし
けて、巾子(こし)のかぎりある、尻切(しりぎり)の尻(しり)の破れたる穿(は)きて、けもなく
青み瘦(や)せて、ゆるぎ出来(いで)て。(宇津保物語 祭の使、日本古典文
学大系本による。)頭注 古くなってちぎれた袍を、下襲の半臂も
重ねずに、

御門(ごもん)ノホトリニテ、老カママリタル嫗(おきな)ノ乞食(こじき)、市女笠(いちよめがさ)ノイタク
損ハレシヲ持チテ頭(かぶ)ハ雪ヲ頂キテ、顔(かほ)ハ墨(すみ)ヨリモ黒ク、足手(あしで)ハ針

ヨリモ細クテ、繼(つぎ)ノ布(ぬ)ノワ、ケタル、鶴脛(つるひざ)ニ著テ、阿闍梨(あせり)ノ罷(た)ッ
ルヲ見テ、手ヲサ、ゲテ、今日(けふ)ノ助ケ、給(たま)ヘト後(ご)ニ立チテ道
ヒ行ク。(宇津保物語 吹上下、日本古典文学大系本による。)頭
注 つづくった布のぼろぼろになった着物で、裾が短かくなって、
脛が鶴の脚のように長く露わっていて、(大坪補足 阿闍梨は忠
こそ、嫗は忠こそ)の継母(つぎの母)一条)

ヒタ黒ナル田笠(でんがさ)ト云フ物ノ鉸(はさ)破レ下タルヲ着タル老法師(らうぼうし)ノ、襲
ノ腰マデ城(しろ)懸タルヲ係テ、身ニハ調布(てうふ)ノ帷(かたびら)、濯ギケム世モ不知
ズ朽タルヲ、二ツ許着タルニヤ有ラム、藁(わら)沓(くつ)ヲ片足ニ履テ竹ノ
杖ヲ築テ、房(ふ)ノ内ニ只入りニ入り来レバ、(今昔物語集卷一五、
第一五話、日本古典文学大系本による。)頭注 よみは字類抄によ
る(名義抄・字類抄により、サケ・ソソケとよむも可)。万葉集卷
五の貧窮問答歌にも見え、衣服がぼろぼろになってぶらさがる状
態を指す。

(4) 「鬚」を我が国の古辞書で見ると、次のような例がある。

鬚 (相兪反、平、頤毛也) (新撰字鏡)

髭鬚 説文云髭(こ)子移反、和名加美豆比介(かみまひけ)口上鬚也。(倭名類

聚抄)

鬚髯(へ上音須、下音冉、和名之毛豆比介)頤下毛也。(同)

(おおつば へいじ・岡山大学・島根大学各名誉教授)

報告

○萬葉学会第五十四回全国大会報告

二〇〇一年度、第五十四回の大会は、筑波大学との共催で、十月二十七日(土)から三十日(火)までの四日間に行なわれた。萬葉学会創立以来、五〇年目の節目の年に相応しく、実りある大会になったと思う。芳賀紀雄教授、伊藤益教授をはじめとする筑波大学の皆様には、すべてにわたってお世話になった。この場を借りて、深く感謝したい。

一 公開講演会(於筑波大学大学会館講堂)

十月二十七日(土) 午後一時二十分から五時まで

筑波大学学長 北原保雄氏

講演

感傷と知—古代和歌史の一面— 京都大学教授 内田賢徳氏

「日本」をめぐるつて

東京大学大学院教授 神野志隆光氏

萬葉の終焉

筑波大学名誉教授 伊藤 博氏
萬葉学会代表

会場の大学会館講堂は、コンサートホールのような大会堂。聴衆が少な目に見えたが、数えてみると、軽く三〇〇人を超えていた。今年には三名の講師にご講演いただいた。内田氏のこれまでの

お仕事を総括するような、歌における「感傷」と「知」の相關関係の考察、国号「日本」がいかなる立場から呼ばれたものかに関する中世の議論から、歴史の全体において「日本」を問おうとする神野志氏、そして萬葉終焉歌が、後に続くものを信じてそこで断ち切られたものであるとする伊藤代表の講演。いずれもスケールの大きいお話で、時間が経つのが早かった。交通の便も考えれば、開始時間をそうそう早くするわけにも行かず、講演者には短い時間で辛抱いただいた。神野志氏のお話は、全体の半分にも及ばなかった由。今号掲載の論文で全貌をご覧下さい。

二 懇親会(於オークラフロンティアホテルつくば)

十月二十七日(土) 午後六時四十分より八時三十分まで

懇親会に移る前に、筑波大学付属図書館で開かれている特別展「日本古代の学問と萬葉集」を皆で見学する。雨の降り出した中を十分ほど歩いて図書館へ。「論語集解」や「古文尚書」といった経書類、「大智度論」「瑜伽師地論」などの仏典、「仙覚抄」「古葉略類聚抄」など萬葉関係の写本、「歴聖大儒像」などの絵画、そして「六百番歌合」「新古今和歌集」など重文級の古写本まで、まことに眼福であった。それとともに、懇切丁寧な解説(図録もきわめて詳細)に感じ入った。執筆にあたった筑波大学の谷口孝

介・中澤信行両氏、東京成徳短期大学の平館英子氏、また編輯委員でもある山崎健司・乾善彦氏に感謝したい。

いくつかのグループに別れてゆつくり見学していたので、懇親会場に全員がそろったのは、予定の六時を大きく過ぎていた。講演者御三方のご挨拶、また青木生子氏の乾杯の音頭で宴はスタートした。つくばセンター近くの真新しい豪華ホテルで立食パーティー。今年は音響のせいか、宴さなかのご挨拶も良く聞こえた。毎年かくありたいものである。

三 研究発表会(於筑波大学学生会館本館ホール)

十月二十八日(日) 午前十時から午後五時まで

午前の部(午前十時より)

訓で歌を書くことの意味

～人麻呂歌集のいわゆる略体歌をめぐる～

コロンビア大学 デヴィッド・ルーリー氏

『古事記』日向三代の構想

大阪市立中央高校 梅田 徹氏

(以上、司会 乾 善彦氏)

人麻呂作歌の本文系／異文系

専修大学 西條 勉氏

古点本で見た万葉語二つ

岡山大学・島根大学各名誉教授 大坪 併治氏

午後の部(午後一時五十分より)

大伴家持の「挽歌一首」

筑波大学(非常勤) 西 一夫氏

～書簡的表現との関連から～

由義宮歌垣の意義と歌謡

早稲田大学 高松 寿夫氏

(以上、司会 山崎 健司氏)

景としての喪服

奈良大学 上野 誠氏

～高市皇子挽歌の方法とその継承～

憶良の七夕歌

関西大学 大濱 眞幸氏

(以上、司会 坂本 信幸氏)

今年特筆されるのは、御年九十歳になられる大坪併治氏が、発表されたことであろう。椅子に腰掛けての発表であったが、顔のつや、声の張りとも、とてもそのお年とはお見受けしなかった。内容も憶良歌の孤語を古点本から発見された、貴重なもので、教えられた。早速今号にご投稿いただいた。

最後に伊藤代表のご挨拶。「萬葉学会は黙殺しない学会である。」「論文を書いていって行き詰まったら、自分の書いたものを読み返して見よ。」前日のご講演とともに、後進への導きの言葉として、重く受け止めたい。

(鉄野昌弘記)

四 臨地調査研究

一日目

昨日の研究発表会の間降っていた雨も上がり、霧の朝をむかえた。つくばセンターバスターミナルを出発し、三田誠司氏の案内で一日目の臨地調査がはじまる。盛りだくさんの内容なのでくれぐれも時間厳守のことと釘をさされる。まずは、最初の調査地、平沢官衙遺跡へ。つくば市教育委員会の山本賢一郎氏の解説を伺い、まだ木の香りの新しい、復元された建物群を見学する。見学しはじめの頃には明るい陽が差しはじめた。雨の筑波山に登ることになると覚悟していたが、この分では、なづむことなく登れそうだと筑波山神社の大鳥居をくぐってバスを降り、ケーブルで山頂へと向かう。ケーブルからは思いがけず、遠く富士山を望むことができた。時間の都合で女体山にのみ登る。霧もすっかり晴れて絶好の眺望である。参加者それぞれに、師付の田居はどこで、鳥羽の淡海はどこだろうと頭をめぐらし国見をしていた。まさに臨地調査の実が上ったことである。昼食をとり、西念寺へ立ち寄る。ここは親鸞上人が『教行信証』を表した地である。浄土真宗発祥の地といえる。境内には珍しい葉付き銀杏の大きな木があり、落ち着いた古刹である。そこを後にし、笠間稲荷神社へ。笠間の地名は常陸国風土記にも見える。折しも菊祭りが行われており、露店が

立ち並んでいた。門には左大臣・右大臣の像が配されている。左右をめぐって、やや論議があった。このあと、万葉集一七四五番歌や常陸国風土記にその名の知られる、那賀郡の曝井に向かう。

この地は、現在「萬葉曝井の森公園」として整備されている。この公園は、水戸市の萬葉学会会員藤田奎吾氏の献身的な御努力によって整備され、平成七年七月以降、今のような状態で一般に公開されている。その藤田氏が、公園で私たちを迎えてくださった。公務員として税金で養われた分を定年後、何とか還元したいというお気持ちと、万葉集への愛着が、こうした形になったと伺った。本心に心洗われる思いであった。町会の方々にお菓子とお茶をご馳走になり、曝井の歌碑を見学する。岡田水戸市長も、駆けつけて来られた。名残を惜しみつつ、一日目最後の目的地の静神社に向かう。参加者諸氏の協力によって明るいうちにたどり着くことができた。玉川を渡り宿所袋田温泉ホテルへ。井手至先生の挨拶、橋本達雄先生の乾杯の発声で恒例の宴が始まった。反省会は、午前一二時頃まで(ちよつと健康)。(吉井健記)

二日目

雲ひとつなき好天の下、ホテルの皆さんの切り火に見送られながら、さわやかに出発。まずは宿から程近き袋田の滝へ。バスを降りトンネルをしばらく歩いていくと、名瀑が眼前に。紅葉は

「錦織出す」(西行)というにはまだ少し早かったものの、豊かな水量に圧倒される。滝の真上に見える太陽が眩しい。トンネル内に奉られている観音像は、同行のIさん(水戸出身)の御尊父・彫刻家後藤清一氏の作品で、トンネル工事の犠牲者慰霊の為に作られた由。次いで久慈川沿いを南下して、徳川光圀が晩年を過ごした西山荘へ。そこで「大日本史」の草稿に手を加えたという学文室は質素ながら、我々も書物を並べてみたくなる雰囲気。別棟の資料室の書齋から流れてきた、コンピュータで再現された義公の声は、聞き覚えのあるA先生の声のよう。次の訪問地、茨城県歴史館は、今大会に合わせて開催された筑波大附属図書館の特別展の準備に関わった平舘氏に、東京の林勉氏から旅行期間中開催されている同館の特別展に万葉集関係の出陳があるとの報告があり、急遽コースに組み込まれたもの。「料紙装飾の世界」と題された展示の中に、桂本(梅尾切)、藍紙本、元暦校本が含まれ、なかなか実見する機会に恵まれないこれらの貴重書に遭遇できただけでも嬉しい上に、筆者にとつては日頃文字ばかりに目が向いてあまり意識することのない料紙の美について、他の古典と見比べながら相対化できたことは有難かった。やや遅い昼食(重箱の弁当は当地名産の納豆付き)をいただき、常陸風土記の丘へ。ここは漆紙文書で有名な鹿の子遺跡の一部を復元したもの。展示室の漆

紙文書や墨書土器もさりながら、広大な敷地に復元された古代家屋や官衙、工房の建物などの、種類の豊富さに圧倒される。奈良時代から平安時代初期にかけての大和朝廷による東北経営の拠点とされるが、建物の具体的なありようは、見回すと古代人がいるような錯覚を抱かせる。国分尼寺跡を先に見て国分寺へ。僧寺の方は往時を偲ぶものに乏しかったものの、周囲に建物がない尼寺の方は、金堂跡の西方に筑波山が望め、山頂に日が沈む情景を想像。石岡の町なかは、生憎渋滞中。が、その渋滞のおかげで、瀬川の橋上から夕映えの筑波山が堪能できた。その後は順調で、予定時刻通り土浦駅で一次解散、筆者を含め約半数がここで下車つくばセンターでの二次解散は十七時とのこと。今回の臨地研究では、人・もの・ことのそれぞれに出会いがあり、感動があった。案内担当の三田氏、歴史館の特別展についてお教えいただいた林・平舘両氏、そしてきめ細かにお世話をお願いした芳賀氏を始めとする筑波大学の関係諸氏に、深甚の謝意を申し上げて擱筆。

(山崎健司記)

○萬葉学会代表交替について

伊藤博代表から、代表及び編輯委員を辞任したいとの申し出があり、編輯委員会は、慰留につとめたが、辞意が固く、また名誉会長就任も固辞なさったため、やむなくすべての役職からの辞任をお認めすることとした。後任の代表については、編輯委員会内に小委員会を設け、その議を経て、浅見徹委員に就任していただくことに決し、昨年の大会終了後をもって交替とした。

伊藤前代表には、学会発足以来の編輯委員として、また平成四年以降、九年間、学会代表として、ご尽力いただいた。ここに感謝申し上げますとともに、今後も学会を見守っていただけるようお願い申し上げます。

予 告

○萬葉学会第五十五回全国大会

平成十四年度の全国大会を、弘前大学との共催により、左記のように開催する予定です。

記

開催日 平成十四年十月十二日(土) から十五日(火) まで

第一日(十月十二日) 午後 公開講演会・懇親会

第二日(十月十三日) 全日 研究発表会

第三・四日(十月十四・十五日) 研修旅行

公開講演会(予定)

北海道大学大学院教授 身崎 壽氏

大阪市立大学教授 毛利正守氏

○研究発表者募集

内容 上代の言語・文学に関する各分野の研究

時間 発表二十五分 質疑応答十五分

応募締切 平成十四年六月三十日(日)

研究発表ご希望の方は、題名・氏名・所属を明記の上、要旨

(八百字以内)を添えて、

学会本部 (大阪市立大学文学部国語国文学研究室内) へてにお申し込み下さい。なお、発表をお願いする場合には、八月末日までに要項集の版下原稿の作成をお願いしますので、前年度・前々年度の要項をご参照の上、予めご用意下さい。

以上

編輯後記

○前号よりやや間が開きましたが、一七九号をお送りします。昨年の大会の報告と、今年の大会の予告を一緒にすることになりました。今年の秋は、北国弘前でお目にかかりたいと思います。

○神野志氏には大会講演、また大坪氏にも大会発表を早速まとめていただきました。垣見論文は、平成十一年度大会の成果です。

○「報告」にも記しましたように、学会代表が、伊藤氏から浅見氏へと交替し、伊藤氏の編輯委員辞任もお認めしました。併せて、以前より申し出のあった、井手・井村・木下・西宮・橋本・渡瀬の六氏の編輯委員辞任もお認めすることとしました。伊藤前代表をはじめ、辞任される各編輯委員のご尽力に改めて感謝申し上げます。

○世代交替はいつかはせねばならないものなのでしようが、残される者たちの不安もまた常にあるものでしょう。しかし辞めてゆく先輩も、後輩への信頼あつてのことだろうと思えます。その信頼を裏切らないように、微力を尽くしたいと存じます。とともに、会員の皆様の学会への更なるお力添えをお願いする次第です。

(鉄野昌弘)

◇お願い◇

- 1 論文の投稿、書籍・論文の御寄贈は、学会本部あてにお願いいたします。
- 2 年会費の納入および入会申込みは、そのむねを明記のうえ会費を郵便振替で「〇〇九〇〇—七—二九一四七 萬葉学会」あてにお送りください。
- 3 住所変更・改姓等の届出、本誌既刊号の購入等は、清文堂出版版 萬葉学会事務局あてにお願いいたします。

投稿規定

- 1、投稿資格は会員に限る。
- 1、内容は萬葉集とそれに関連する各分野の研究論文とする。
- 1、分量は原則として四百字詰原稿用紙三十枚程度(ただし「黄葉片々」欄は十枚以内)とする。
- 1、ワープロ原稿の場合は、字詰め・行数及び四百字詰め原稿用紙に換算した枚数を明記すること。論文採用の場合には、テキストファイルの提出をお願いします。
- 1、原稿は返却しない。採否決定は編輯委員会に一任のこと。
- 1、論文掲載の場合は、本誌十部を贈呈する。ただし、余分に入用の時は、あらかじめ申し出があれば実費でこれに応ずる。

萬葉学会会則

- 1、本会は、萬葉学会と称する。
- 1、本会は、萬葉集とそれに関連する各分野の研究を目的とする。
- 1、萬葉研究者・愛好者は誰でも申込みによって会員になることができる。
- 1、会員の研究発表機関誌として季刊「萬葉」を編輯・発行する。
- 1、本会は、年一回、公開講演会・研究発表会・研修旅行を中心とする全国大会を行い、随時、目的に沿う事業を行う。
- 1、会員は、年額四千円の会費(誌代を含む)を年度初め(四月)に納入する。
- 1、本会の本部を
大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号
大阪市立大学文学部国語国文学研究
室内(郵便番号五五八八五八五)
に置く。
- 1、本会の運営及び機関誌の編輯・発行は編輯委員会において行う。
- 1、本会に代表を置く。
- 1、本会は名誉会長を置くことができる。

萬葉 第七十九号

平成十四(二〇〇三)年二月二十五日印刷

平成十四(二〇〇三)年二月二十八日発行

頒価 一、〇〇〇円

送料 六〇円

558-8585 大阪市住吉区杉本三丁目三番138号

大阪市立大学文学部

国語国文学研究室内

電話(06)(六〇五)三四二四

編輯・発行 萬葉学会

代表者 浅見 徹

振替〇〇九〇〇七二九一四七

542-0082 大阪府中央区島之内二丁目八番五号

清文堂出版株式会社 内

発売所

萬葉学会事務局

電話(06)(六三二)六三六五